

第2次宝塚市教育振興基本計画



令和3年(2021年)7月

宝塚市教育委員会

はじめに

本市では、平成22年(2010年)に策定した宝塚市教育振興基本計画に掲げている「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」という基本目標のもと、教育委員会と幼稚園や学校、家庭、地域が手を携えて、子どもたちの心身を健やかに育むためのさまざまな事業を行ってきました。

そうした中、平成28年(2016年)12月には、学校でのいじめによって市立中学校生徒が自らの命を絶ち、さらに令和元年(2019年)6月には、部活動での不適切な指導によって市立中学校生徒が校舎より転落するという、あってはならない事案が発生してしまいました。また、令和2年(2020年)には、市立中学校教員の体罰により生徒が重軽傷を負い、当該教員が逮捕・起訴され、有罪判決を受けるという事件が発生しました。

市教育委員会としましては、学校でのいじめや教職員による不適切な指導・不祥事により、児童生徒、保護者をはじめ、市民の皆様からの信頼を大きく損ねている現状を重く受け止め、「宝塚市の教育」を改めて見つめなおし、改革していかなければならないという思いを新たにいたしました。

このほかにも、子どもたちの自尊感情をはじめとする人権意識の醸成や体力づくり、学校における管理職のなり手不足やICT機器を活用した教育の実践などは、いまだ十分な成果をあげることができず、今後、重点的に取り組むべき課題が山積しています。

その一方で、前計画において重点施策に位置付けていた「幼児期の教育・保育の充実」については、幼児教育センターの設置により保幼小中の連携を強め、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進しました。また、本市の子どもたちは全国学力・学習状況調査において全国平均や兵庫県平均を共に上回っており、「読書活動の推進」などの地道な取組の成果と、日頃の子どもたちの頑張りの結果が表れています。

平成29年(2017年)に改訂された学習指導要領においても、これまで大切にされてきた「生きる力」を育むという目標に変わりはありません。本市でも、「生きる力」、すなわち社会の変化を見据え、自ら学ぶ力を引き続き大切にしていきます。また、本市で発生してしまった事件や事案を踏まえて、子どもたちの学びの応援だけではなく、教員同士、あるいは教員と子どもたちとのかかわり方や、学校そのものの風土の見直しについても、今後の教育施策の核として取り組みます。

このたび策定した第2次宝塚市教育振興基本計画では、前計画から引き続き取り組むべき施策と、市の現状を踏まえて新たに重点的に取り組むべき施策を中心として、不退転の決意をもって、子どもたちの心身の健全な発達と社会教育の振興のために尽力することを明らかにするとともに、基本目標の達成に向けた施策の展開を強力に進めてまいります。

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の対象期間	2
3 計画の進行管理	3
第 2 章 教育振興計画の基本的な考え方	4
1 宝塚の現状と課題	4
2 基本目標	5
3 10年間を見通した教育の方向性	5
第 3 章 重点的に取り組む 8 つの教育施策	7
重点施策 1 幼児期の教育・保育の質を高めます	7
重点施策 2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います	8
重点施策 3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します	8
重点施策 4 子どもの健やかなからだづくりを応援します	8
重点施策 5 子どもたち・教職員の人権意識を高めます	9
重点施策 6 ICT環境を活用した教育を展開します	9
重点施策 7 読書活動を推進します	10
重点施策 8 学校・家庭・地域の連携を強めます	10

第4章 施策の展開	11
I 子どもの「生きる力」を育む.....	14
II 学校園、教職員の教育力を高める.....	41
III 市民全体で子どもを応援する.....	55
IV 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する.....	61
第5章 いじめ問題等の再発防止に向けて	73
資料編	75
1 計画の策定経過.....	75
2 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会設置要綱.....	76
3 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会委員名簿.....	78
4 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会意見聴取者名簿.....	79
5 用語解説.....	80



計画の概要

1 計画の位置付け

国は、第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月策定）において、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しています。

特に、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっているとし、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められているものとし、次の5つの基本的方向性を掲げ、成果目標とそれを実現するための具体的方策を示しています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

本市においては、平成22年度（2010年度）に、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「宝塚市教育振興基本計画」を策定し、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を決めました。

さらに、平成27年度（2015年度）に、特に今後5年間に力を入れるべき5つの施策を後期の重点施策とし、計画そのものをわかりやすく46の施策に見直し、計画に基づいた各種事業を展開してきました。

このたび、「宝塚市教育振興基本計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）で終

了することから、10年間の取組状況を総合的に点検・評価を行い、次の10年間に取り組むべき計画として、第2次宝塚市教育振興基本計画を策定しました。

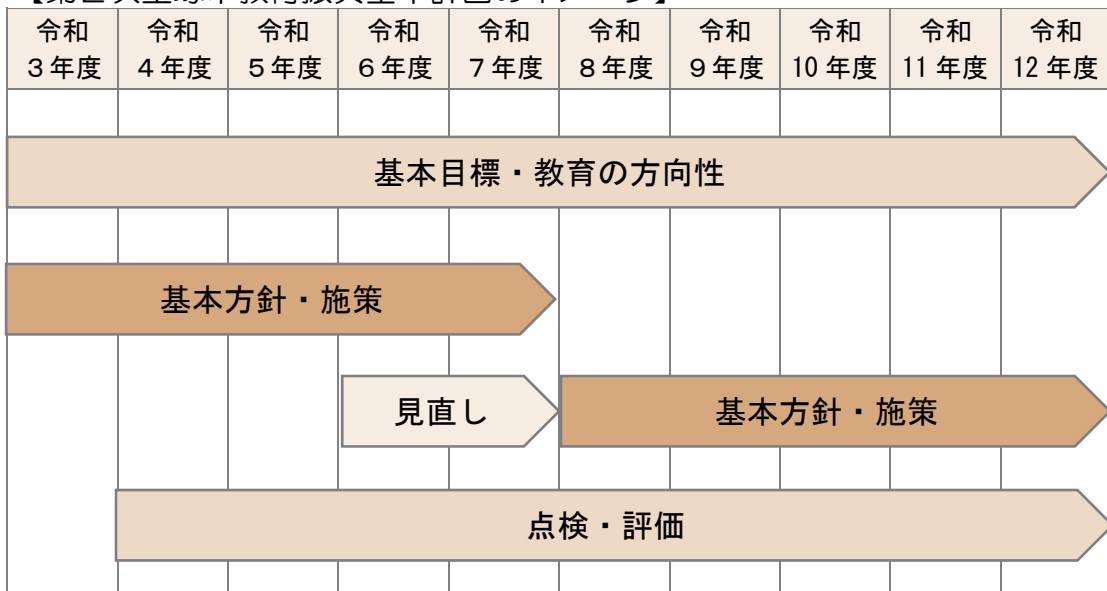
市教育委員会では、今後も、市の最上位計画である「宝塚市総合計画」に定める方向性を尊重しながら、本計画についての市民や学校園への周知を進め、各種事業を展開していきます。

そして、子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組む、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりをめざします。

2 計画の対象期間

第2次宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。この度、計画前期の5年間に取り組むべき教育計画を策定するとともに、計画前期の最終年度となる令和7年度（2025年度）には、後期に向けた見直しを行うこととします（イメージについては下図を参照。）。

【第2次宝塚市教育振興基本計画のイメージ】



3 計画の進行管理

市教育委員会では、この計画を着実に推進し、計画に基づき各事業を確実に執行することに努めながら、毎年度、施策ごとに設定した成果指標を基に実施する教育委員会の事務執行等に関する評価により、計画の基本方針や施策に基づき実施する事業の妥当性や整合性についての検証を行います。この評価結果に基づき、次年度以降に具体的に取り組む各種事業の参考とするほか、その内容によって計画に基づく方針や施策についての見直しも検討します。

さらに、計画の最終年度に当たる令和12年度（2030年度）には総合的な点検・評価に基づき10年間の総括を行い、次期計画に向けての検討を行います。



教育振興計画の基本的な考え方

1 宝塚の現状と課題

宝塚市は兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域からなる様々な魅力と個性に輝くまちです。子どもたちは多くの自然に囲まれた宝塚ですくすくと成長し、文化・スポーツ活動をはじめとした様々なことに取り組んでいます。

こうした豊かな自然環境の中、本市は文化芸術の薫る大都市近郊の良好な住宅都市として発展を遂げてきました。ところが、近年では、人口減少や少子高齢化の進行が見られるほか、地域の活力となる地域コミュニティや市民活動団体の担い手が不足し、子育て環境の更なる充実が求められています。また、大規模災害の発生や感染症の蔓延など、子どもと家庭を取り巻く課題は日々変化し続けています。

こうした変化により、児童・生徒の抱える問題はより複雑化し、質的にも量的にも、こうした問題に教員だけで対応することが難しくなっており、学校園においては、家庭や地域とのいっそうの連携、協働体制づくりが求められています。

このように、激しく変化し、複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわることができるようにするためには、自尊感情、他者への思いやり、生命尊重・公共の精神を養うことが必要です。

本市では、学校をはじめ関係機関等の取組により児童生徒の暴力行為は減少傾向にあります。不登校児童生徒への取組については、いっそうきめ細かい指導・支援が必要となっています。また、いじめ・不登校は、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることであり、事案への初期対応とともに、「新たないじめ・不登校を生まない」ための、市教育委員会や各学校による未然防止の取組が特に重要となっています。

2 基本目標

自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり

「自分を大切に」とは、自分のいのちを大切にし、自分の存在を大事に思うこと、そして、「人を大切に」とは自分と同じように他の人のいのちも大切にし、また、その存在を大事に考えるという意味です。さらに、「ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」とは、自分を育ててくれた、ふるさとである宝塚の自然や建物、文化、伝統に感謝の気持ちを抱き、人や物を大切に作る心を育てていきたいということを表しています。

平成22年度に策定した「宝塚市教育振興基本計画」から引き続き、この基本目標を達成するため、新学習指導要領等の国の方針を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を育む取組を進めてまいります。

3 10年間を見通した教育の方向性

宝塚市教育振興基本計画では、子ども、教育環境、地域、生涯学習の各視点から、10年間を見通した4つの教育の方向性を定めています。

子ども ～子どもの「生きる力」を育む～

教育の出発点は幼児教育であり、就学後の子どもたちの成長に及ぼす影響の大きさから、その重要性は近年増す一方です。市教育委員会では、この人間形成の基礎づくりとなる幼児教育に重点を置くとともに、保育所（園）や認定こども園、小・中学校との連携を図って教育を進めます。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展する中、子どもたちの「生きる力」を育むため、学力の基礎基本を身に付けるための教育を行うとともに、新しい学習指導要領に沿った「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めます。また、安全・安心な学校給食の提供や、中学校における部活動のあり方の見直しなどにより、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるような支援を行います。加えて、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、全ての子どもたちに寄り添い、向き合い、理解しながら、子どもたちの育ちを支援します。

さらに、学力の基礎であり、人間関係を構築する上で重要な役割を果たす「ことば」を大切にします。感性豊かな子どもを育成するために、読書活動に積極的に取り組み、読書本来の楽しさを感じ、適切なことばで自分の思いを伝えることができる子どもを育てます。

教育環境 ～学校園、教職員の教育力を高める～

子どもたちの学力の向上や健全なからだ、豊かな心の育成のためには、学校園と教職員の教育力の向上が不可欠です。そのため、市教育委員会では、教職員同士が切磋琢磨し授業力を高め合う仕組みや研修の充実のほか、「働き方改革」による教職員の業務負担軽減と勤務時間の削減を行い、子どもと向き合う時間を確保するなど、人材育成や学校園組織における運営体制の強化に努めます。

また、教職員が風通しの良い中で連携して子どもたちを見守り、力を合わせて学校園での課題の解決に取り組めるような環境づくりを進めるほか、市立の学校園の適正規模及び適正配置について検討するとともに、ICT環境の整備や環境対策にも取り組み、子どもたちが安心して学校園に通えるような学習環境の整備を推進します。

地域 ～市民全体で子どもを応援する～

子どもたちの学びは、学校園だけでなく家庭や地域、あらゆる場面を通じて行われることから、家庭はもちろんのこと、学校園と地域が連携した多様な学びの機会の提供のほか、様々な大人が関わりながらの支援が重要です。

地域とのつながりの希薄化による学びの機会の減少や、核家族化などによる家庭の教育力の低下が指摘される中、体験学習や地域人材による指導などの機会を増やし子どもの育みを支援します。また、ボランティアやコーディネーターの人材確保により地域の人々の参画を促し、市民全体で子どもを支える機運を醸成します。

生涯学習 ～生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する～

国は、第3期教育振興基本計画において、基本的な方針の一つに「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことを示しています。人生100年時代を迎え、市民がいつでも、どこでも、気軽に学ぶことができるよう、公民館や図書館等の社会資源を充実させ、情報の提供や学びの機会拡大に努めます。また、文化遺産の保存継承や活用に努め、市民の文化意識の向上に努めるとともに、スポーツ施設の整備、イベントの開催、団体等の支援により市民のスポーツ活動の活性化を図ります。



重点的に取り組む8つの教育施策

本計画では、前計画に引き続き、基本目標を達成するために特に重要と考える施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。

全48の施策に真摯に取り組みながらも、本市における教育の現状を踏まえて設定した8つの重点施策を中心にチェックを行うことで、より効果的・効率的に基本目標の達成を目指すことができると考えています。

以下では、8つの重点施策と関連する施策及び主な取組について記載します（本計画の体系と全施策は11～12ページに記載しています。）。

重点施策1 幼児期の教育・保育の質を高めます

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や、道徳心の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養うとともに、小学校以降における学びの基礎や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切な役割を担っています。

したがって、幼児期における教育は学齢期の子どものみならず、子どもたちが豊かに伸びゆくためにも大切なものであると認識し、幼児教育の機能を強化する視点を持つことが重要と考えます。

そこで、社会情勢に対応した時代にふさわしい教育・保育を推進するために、幼児教育センターが中心となって、「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼保の連携や公私立間の連携を進め幼児教育の横のつながりを強めるとともに、中学校区を単位とした縦のつながりとなる保幼小中の連携を推進します。

重点施策2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います

子どもが抱えるさまざまな課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラーなどの専門職や関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。また、家庭や関係機関と連携し、問題行動やいじめ・不登校の未然防止や早期発見、児童虐待の防止に努めます。

特に、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為です。

本市では、本計画の第5章に記載している「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」における5つの柱を軸として、施策を展開していきます。

重点施策3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します

子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性等を向上させていくために、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の授業力向上のための保幼小中の連携も含めた研修・研究に取り組むとともに、各学校の実態に即し、少人数指導や習熟度別指導等による個に応じた指導を充実させます。

重点施策4 子どもの健やかなからだづくりを応援します

子どもの時に活発に運動することは、成長、発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となります。さらに、体力は学力と並ぶ両輪で、生きる力のベースとなるものです。

しかしながら、本市の児童生徒の基礎的な運動能力は総体的に全国平均を下回る項目が多く、子どもたちの健康への影響、気力の低下などが懸念されます。そこで、元気で、活力に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」を策定し、その着実な実施により子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授業サポーターの派遣により、楽しい体育授業の創造と運動の習慣化を図ります。

重点施策5 子どもたち・教職員の人権意識を高めます

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を養うため、人権についての正しい知識を身に付け、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。

あわせて、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め、尊重し、お互いに協力しながら社会生活を送ることが大切です。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進することは、喫緊の責務です。また、子どもたちにとって身近な大人である教職員の人権意識を高め、自らの実践を通して人権尊重の学校づくりを進めます。

重点施策6 ICT環境を活用した教育を展開します

インターネットをはじめとする情報通信が発展し、ICT機器が子どもたちの生活にも密着する時代となり、活用性が高まっています。しかしそれと共に子どもたちがネットを介したトラブルの被害者や、また加害者になるケースも増加しています。

このような中、文部科学省が進めるGIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想により、令和3年度（2021年度）には公立小・中・特別支援学校の全ての児童生徒にタブレットパソコンが配布されました。

子どもたちの多様なニーズに応じた個別最適化された学びを実現するために、課題や目的に応じて、身近なICT機器を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。また、教職員を対象に効果的なICT機器の活用方法や情報セキュリティ・著作権等の実践的な研修を開催し、啓発に努めます。

重点施策 7 読書活動を推進します

ことばは、私たちの思考の基礎であり、コミュニケーションの重要なツールとなり、あらゆる学力の基盤ともいわれます。しかしながら、現代社会における情報通信技術の普及により、文章ではなく単語でのやりとりの機会が増え、また、直筆の機会が減ったことで、子どもたちのことばの力が弱まっていると言われています。

ことばの力を身に付けるために大切なものは読書です。乳幼児期での本との出会いに始まり、発達段階に応じたさまざまな本との出会いは、子どもの心を豊かに育てると同時に思考力を磨き、表現力を高め、想像力を育みます。読書を通じて、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

そこで、学校図書館にはない図書を市立図書館から貸し出しを受けるなど、学校と市立図書館の連携も充実させながら、児童生徒の学びの機会を広げていきます。

重点施策 8 学校・家庭・地域の連携を強めます

近年の傾向として、もはや学校園だけで教育が完結することはありません。学校・家庭・地域が、連携、協働する中で、豊かなより良い教育の実現が果たせます。

本市ではこれまでも、「たからづか学校応援団」などのように地域の人々による学校園への応援体制がありますが、地域や学校の実情により、必ずしも全市的に浸透しているとは言えません。また、「みんなの先生」や図書、園芸のボランティアへの支援方法等の重なりもあり、十分に機能していないところがあります。

そこで、より全市的・機能的に学校と家庭・地域が連携・協働でき、子どもを育てられる仕組みへと発展させるため、学校園への支援体制を検討するとともに、学校と家庭・地域のニーズ等を調整するコーディネーターの存在が大切であり、その人材の発掘に引き続き取り組みます。

また、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた取組を進めつつ、さらに国の示す制度への移行を進め、開かれた教育課程の実現を目指します。あわせて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めるとともに地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。



第4章

施策の展開

施策の体系

本計画では、「基本目標」を実現するための「教育の方向性」と「基本方針」を定め、個別の施策を「今後5年間に於いて取り組む各施策」として48施策に整理し、体系化しています。

[基本目標] [教育の方向性]

[基本方針]

[今後5年間に於いて取り組む各施策]



【いじめ問題等の再発防止に向けた取組について】

下記の体系中、施策名称に「★」の記載があるものは、『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』における5つの柱と特に関連性が強い施策です。

本市におけるいじめ問題等の再発防止に向けた取組については、73～74ページを参照ください。

[基本目標]

[方向性]

[基本方針]

[今後5年間において取り組む各施策]





I 子どもの「生きる力」を育む

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自己有用感を持ち、自分と他人を大切にできる子どもの育成をめざし、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組めます。また、一人ひとりが大切にされるインクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と教育委員会が連携して適切な支援できる体制を整備し、いじめの根絶や、一人ひとりの居場所づくりを進めます。

[教育の方向性] [基本方針]
基本目標の実現に向けた教育の方向性に基づく基本的な方針を記載します。

施策① 幼児期の教育 保育の質を高めます【重点施策1】

家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

生活や遊びを通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、子どもが生きていくための基礎を培うことや、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育が重要となっています。

そのため、幼児教育内容の充実、教職員の専門性を高めることとして、公立・私立の幼児教育センターを中心として、公立・私立の認定こども園における、幼児一人ひとりの学びの質の向上をめざした研修体制を充実します。また、幼児教育・保育について専門的な知識や豊富な実践経験を持つ「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼児教育・保育の質の向上につなげます。

[今後5年間において取り組む各施策]
現状と課題を踏まえ、施策の推進を図るための方向性を記載します。

さらに、保幼小中の連携に取り組むことで、学びの連続性を踏まえた教育を進めます。

[主な取組]
施策ごとの主な取組と具体的な内容を示します。

【主な取組】

○公立幼稚園と保育所（園）・認定こども園との連携

公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園との日常的な交流を実施するとともに、共通カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。また公立幼稚園、保育所（園）、認定こども園での合同研修を実施し、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。

○保育・教育アドバイザーの就学前施設への訪問

保育・教育アドバイザーが定期的に就学前施設を訪問し、保育・教育アドバイザーが行うと共に、教職員の相談に対応し、適切な関わり方について、助言を行います。

[成果指標について]
各施策単位の具体的な取組に対する評価の観点と、成果指標の例を示します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> 幼・保・こ・小の積極的な連携が図られているか 保育士、教諭の資質向上が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> 合同研修会参加者の学びの理解度（評価） 子ども同士の交流活動実績 つながろう！プレ1年生の子どもの満足度 など

I 子どもの「生きる力」を育む

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自己有用感を持ち、自分と他人を大切にできる子どもの育成をめざし、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組みます。また、一人ひとりが大切にされるインクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と市教育委員会が連携した速やかな対応とともに、適切に支援できる体制を整備し、いじめの根絶や、一人ひとりの子どもたちにとっての居場所づくりを進めます。

施策（1） 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策1】

家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

生活や遊びを通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、子どもが生きていくための基礎を培うことや、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育が重要となっています。

そのため、幼児教育内容の充実、教職員の資質と専門性向上のための取組の核となる幼児教育センターを中心として、公立・私立合同での研修を含め、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実をめざした研修体制を充実します。また、幼児教育・保育について専門的な知見や豊富な実践経験を持つ「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼児教育・保育の質の向上につなげます。

さらに、保幼小中の連携に取り組み、幼児期から義務教育期間の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を進めます。

【主な取組】

○公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園との連携

公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園の日常的な交流を実施するとともに、共通カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。また公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園での合同研修を実施し、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。

○保育・教育アドバイザーの就学前施設への訪問・アドバイス

保育・教育アドバイザーが定期的に就学前施設を訪問し、保育内容や教材等についてアドバイスをを行うと共に、教職員の相談に対応します。また、特別な支援を要する子どもへの適切な関わり方について、助言を行います。

○保幼小中連携教育推進事業

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教職員が、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」「中1ギャップ」を解消し、生きる力の基礎となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、就学前教育と義務教育への滑らかな接続に向けて作成した「TAKARAっ子ジョイントカリキュラム」を活用します。

○幼児教育センターを核とした就学前教育の推進

就学前教育の充実に向け、教職員の資質向上を図るための拠点として設置した幼児教育センターを中心に研修・研究に努めます。また、小学校教育との連携や就学前の特別支援教育の充実を図ります。

○就学前教育における合同研修会の開催

公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園での合同研修を推進し、就学前教育の相互理解と連携を深めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・ 保幼小中の積極的な連携が図られているか・ 保育士・教諭の資質向上が図られているか	<ul style="list-style-type: none">・ 合同研修会参加者の学びの理解度（評価）・ 子ども同士の交流活動実績・ つながろう！プレ1年生の子どもの満足度 など



幼稚園でのごっこ遊び



小浜っこだいこ

施策（２） 特別支援教育を充実させます

学校においては、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常学級にもさまざまな教育的ニーズのある子どもたちが在籍しており、特別支援教育を成果のあるものにするためには、個々の教員の努力だけでなく、学校園全体で組織的に取り組むことが重要です。そこで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を図るとともに、各校種及び福祉等関係施設との連携を進め一貫した支援を行い、子ども支援サポーター、「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置や学校園訪問相談事業の展開により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、子どもの特性に応じた指導や教材を工夫するとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の連携や、子ども発達支援センターをはじめとした福祉等関係機関との連携を進め、一貫した継続的な支援ができるように取り組みます。

特別支援教育の推進については、教職員が一人ひとりの子どもを見る目を養い、発達障碍（がい）等に関する基礎的な知識・技能を取得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できる学校園づくりをめざします。

【主な取組】

○子ども支援サポーター配置事業

心理サポーターの配置により、学校生活や集団生活において支援の必要な子どもに寄り添い、心の安定を図るために個別の支援を行うとともに、学校への行きづらさの軽減や、対等で好ましい友達関係の構築を図ります。また、教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、別室で個別の支援を行う別室登校指導員や、支援の必要な生徒が中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行うコーチングサポーターなどの配置を進めます。

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置

聴覚に障碍（がい）のある子どもを含む特別な支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○学校園訪問相談事業

大学教員や医師等の専門家が学校園を訪問し、発達障碍（がい）などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスをを行います。

○巡回相談

市立養護学校の専任コーディネーター、県立特別支援学校の教諭、市内通級指導担当や、言語聴覚士、作業療法士などの専門性のある教職員が学校園を訪問し、特別支援学級や発達障碍（がい）などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスをを行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた、きめ細かい教育が行われているか ・ 教員の特別支援教育に対する理解が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な児童生徒への支援率 ・ 巡回相談実施回数 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（３） 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策２】

規範意識の低下、家族のあり方の変化、社会構造の多様化・高度化など、子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化しており、いじめ問題、問題行動の低年齢化、不登校の問題など課題は山積しています。問題の解決においては、課題を共通認識し、組織として対応していくことや、学校園・家庭・地域の連携を強化し、信頼される学校園づくりにつなげることが必要です。

いじめの問題については、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」、「宝塚市いじめ防止基本方針」、「宝塚市いじめ問題再調査委員会報告書」及び「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」に基づき、いじめの根絶のための学校組織の見直しや教職員の研修に取り組みます。不登校に関しては、きめ細やかな支援と関係機関との連携に努めるとともに、教育支援センター（適応指導教室）等の支援内容も充実させながら、一人ひとりの子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

家庭や関係機関との連携により問題行動を未然に防止することや、保幼小中のさらなる連携、要保護対策地域協議会との連携、教職員の研修により、問題行動やいじめ・不登校の減少、児童虐待の防止に努めます。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置の充実を図るとともに、学校内でコーディネーターの役割を果たせる教員の養成を進めるなど、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校における相談体制の構築及び充実を図ります。さらに、いじめ・体罰・こども安全ホットラインを設置し、幼児や児童生徒のこころの悩み等の解消や、子どもの SOS の早期発見を図ります。

【主な取組】

○教育相談事業

子どもの健やかで安心な生活を守るために、適応や発達面などの教育上の諸問題や心理的な問題に対応するため、保護者、子どもを対象に相談活動を行います。また、子ども理解を深めるために、学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安全・安心で健やかな生活を送れるよう連携を図ります。

○教育支援センター（適応指導教室）運営事業

不登校児童生徒の居場所づくりとともに、社会的自立のための力を高めるため、教育支援センター（適応指導教室）の充実を図り、小学生を対象とした拠点施設の整備を進めます。

○子ども支援サポーター配置事業（再掲 [P. 16]）

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置

学習面で支援の必要な子どもが豊かな学校生活を過ごせるように、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○訪問指導、不登校児童生徒支援連携会議等による連携

訪問指導員が、定期的に学校を訪問して長欠児童生徒について教職員と情報交換して、個々の児童生徒への適切な対応について話し合います。会議で情報を共有しながら、支援方針等について協議・連携して支援を行っていきます。

○教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの設置

市教育委員会内において、いじめに対応するためのチームの機能強化を図り、学校におけるいじめ認知や初期対応、重大事態対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めるとともに、児童生徒のいじめの認識や相談の大切さといった意識の向上を図ります。

○いじめアンケートの実施

いじめの早期発見、早期対応を行うため、全校統一のいじめアンケートを各学校で実施し、得られた情報をもとに、いじめ対応を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への、きめ細かい指導・支援が図られているか ・いじめについて、学校・家庭・地域で連携が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター利用生徒の進路決定率 ・新規不登校児童生徒出現率 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（４） 学びの機会均等を保障します

経済状況が停滞する中で、人々の生活状況も大きく変化し、経済的に厳しい家庭が増えてきています。また、安定した教育環境を整備していくことが必要であり、すべての子どもたちに等しく教育環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支援していくことが必要です。

そのため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象にした就学援助を行い、保護者負担の軽減に努めるとともに、外国籍住民や帰国児童生徒に対して、母語を大切にしながら日本語の指導等を行い、子どもたちの育ちを支援していくため、子どもたちの学びの機会均等に努めながら、あわせてICT機器を活用した指導方法についても検討していきます。

【主な取組】

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業

日本語が不自由な外国籍及び帰国児童生徒の日本語指導や母語を理解できるサポーターにより学校園生活の支援を行います。

○就学援助費の支給

経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品費等の援助を行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・経済的に厳しい家庭に対して、安定した教育環境が整備されているか・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対して学習や生活の支援が図られているか	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の就学援助率・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対する支援実績 など



2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

学力の基礎基本の確実な定着は、子どもたちの「生きる力」をつける土台になるものです。全国学力・学習状況調査結果を活用し、各学校の課題克服に向けた施策を充実させ、地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。また、少人数授業のいっそうの活用のほか、教材や指導内容の創意工夫により、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めるとともに、教職員の授業力向上のため、保幼小中の連携も含めた研修・研究体制を充実させます。

施策（1） 基礎基本を確実に定着させます

子どもたちの「生きる力」を育むうえで、基礎基本の確実な定着は、欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身に付けておかねばならない学力を確実に定着させることは重要です。

子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の習得にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など多様な能力を育むことが必要です。

そのため、学校において効果的な取組を実践できるよう、全国学力・学習状況調査の結果を活用して支援体制を構築するほか、教職経験者や教職をめざす大学生等が指導補助員として学習補充の支援を行うスクールサポーター事業や、放課後学習「たからづか寺子屋事業」の展開により、子どもたちの学びの支援を行います。

学校においても、各学年・各教科で、学ぶ喜びや達成感が味わえるように指導方法の工夫・改善に取り組むなど、きめ細やかな指導の充実により、子どものやる気を引き出します。

【主な取組】

○スクールサポーター事業

教職経験者や学生等のボランティアを小・中学校に派遣し、授業補助等を行い、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業（再掲 [P. 19]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用

児童生徒質問紙の結果を生かし、子どもたちの生活習慣の改善・家庭学習の習慣化をめざします。家庭学習の手引き「TAKARAっ子 スタディ・ナビ」を作成・配布し、活用を促します。

○放課後学習「たからづか寺子屋事業」の推進

各学校において、地域人材を活用した補習授業等の取組を行い、子どもたちの学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着が図られているか ・教員が指導方法の工夫・改善に取り組んでいるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査での主要教科における国や県平均との比較 など

施策（２） 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します【重点施策３】

子どもたちが確かな学力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を伸ばすとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。また、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れたり、子どもたちが意欲的に学習に取り組めるようタブレットパソコンを活用したりするなど、創意工夫による指導内容を研究し、実践することも必要となります。

そのため、少人数授業や複数担任による指導、小学校での教科担任制などの新学習システムをさらに推進することで、多くの教職員が児童生徒一人ひとりと関わり、児童生徒の個性や能力の伸長と基礎学力の向上につながるきめ細やかな指導を進めます。

また、「魅力ある授業」「わかる授業」の構築に向けて、教職員の授業力向上のために、保幼小中の連携も含めた研修・研究体制を充実させます。

【主な取組】

○新学習システムの活用

県教育委員会による新学習システム（少人数授業、小学校１年～４年生での３５人学級の実施、複数担任）による効果的な学習を推進します。

○兵庫型教科担任制の実施

兵庫型教科担任制の特色である、交換授業や少人数学習などの仕組みを活用した効果的な教育実践を図ります。

○自己表現力向上事業の推進

演劇関係者による演劇ワークショップを通じて表現力の向上を図ります。

○理数教育推進事業（後掲 [P. 33]）

○スクールサポーター事業（再掲 [P. 20]）

○放課後学習「たからづか寺子屋事業」の推進（再掲 [P. 20]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用（再掲 [P. 20]）

○学校ICT機器の充実（後掲 [P. 53]）

○研究・研修事業

研修体制を確立して、教職員の授業力の向上をめざします。

○現職研修（後掲 [P. 46]）、パワーアップ支援室の充実等（後掲 [P. 43]）

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫型教科担任制による、よりきめ細やかな指導体制の充実が図られているか ・授業公開等により創意工夫した指導内容の研究及び実践に取り組んでいるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における教科担任制の実施校数 ・授業公開を伴う指定研究校園数 <p style="text-align: right;">など</p>



3 心身ともに健やかな子どもを育てます

体力向上のための幼稚園・小学校・中学校を通じた取組と合わせて、学校給食を通じた食育の推進により、健康で豊かな心身を培う教育を進めるとともに、規律正しい生活に向けた基本的な生活習慣の確立をめざし、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。また、中学校部活動の実態を正確に把握し、生徒主体の部活動運営体制を確立します。

施策（1） 子どもの健やかなからだづくりを応援します【重点施策4】

近年、子どもたちの体力や運動能力が低下傾向にあることが懸念されています。この時期に活発な運動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツや運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎として重要です。

そのため、全国体力・運動能力調査の結果を活用して、子どもたちの体力・運動能力の現状を把握し、体力向上プログラムを授業に取り入れながら、体力・運動能力の向上を図ります。また、地域の指導者と連携しながら、子どもが体を動かす機会を提供し、それぞれの興味・関心に応じてスポーツや運動に取り組むことで、生涯を通じて継続的にスポーツや運動に親しむことのできる資質や能力を育成します。さらに、中学校における武道場の整備を図り、武道を通じた規律や心身の鍛錬と身体の育成を図ります。

【主な取組】

○体力向上プログラムの実施

体力向上に向けた運動プログラムを研究・策定し、児童生徒の体力向上に向けた取組を進めます。

○体力向上指導員、体育授業サポーターの派遣

本市の小・中学生の基礎体力を向上させるために指導員を派遣します。

○武道場整備事業

中学校保健体育において武道が必須であることに伴い、武道場の整備を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒の体力・運動能力の向上に向け、保健体育の授業等を通じて工夫改善が図られているか	・小学校5年生における新体力テストの結果 ・中学校2年生における新体力テストの結果 など

施策（2） 子どもたちの健康的な成長と発達を支援します

子どもたちが学校園で過ごす時期は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う大事な時期です。心身の調和のとれた発達を図るため、基本的な健康づくりや精神的ストレスを要因とする子どもたちの健康課題について、適切に対応することが必要です。また、学校園の教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していくことが重要です。

そのため、学校園の教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していきます。

【主な取組】

○定期健康診断

子どもたちの健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施のため、定期健康診断を適切に実施します。

○学校保健会との連携

子どもたちの健康の保持増進を推進するため、学校保健会との連携を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・学校園において児童生徒の発達段階に応じた健康教育の充実が図られているか	・要治療児童生徒の医療機関受診率 ・学校保健大会の実施 など

施策（3） 安全・安心な学校給食を提供します

給食に対する保護者の関心は高く、安全で安心な学校給食を安定的に提供することが求められています。

また、近年はライフスタイルの多様化により、子どもの食習慣の乱れやそれに伴う健康への課題が生じているため、学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」としての活用が求められています。

各学校で自校調理方式による給食を実施し、安全・安心はもとより、地場産物の活用、郷土食や行事食を取り入れることにより、食文化や地域への理解と関心を深められるよう献立内容の充実も図りながら、おいしく、バランスがとれた給食を提供します。特に、子どもたちにおいしいご飯給食を提供するために、自校炊飯による米飯給食を実施しています。

また、子どもたちにとって、給食が「食べる」だけでなく、食の生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深める機会になるよう、生産者団体等と連携して地元の農産物などを使用した地産地消の取組を進めます。

あわせて、食物アレルギー対応にも積極的に取り組み、研究を進めるとともに、教員の食物アレルギーに対する知識の向上にも取り組みます。

さらに、給食を、子どもたちが望ましい食習慣の形成や食生活における自己管理について学び、食材の供給や調理にかかわる人々への感謝する心を育むことができるような「生きた教材」として活用することで、食育の取組を推進します。

【主な取組】

○給食施設の設備整備

施設・備品の老朽更新を行います。

○地産地消の推進

地場産の食材を取り入れ、地産地消の推進に取り組みます。

○食育の推進

食育メニューを活用し子どもたちの食に関する意識を高め、健康で豊かな心を育成します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」として活用が図られているか ・食文化や地域への理解と関心が深められるよう献立内容の充実が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育メニューの実施状況 ・地産地消の割合（品目数） <p style="text-align: right;">など</p>

施策（４） 基本的な生活習慣の確立をめざします

子どもたちが学校・家庭・地域でいきいきと生活していくためには、基本的な生活習慣を身につけることが大切です。

そのためには、家庭と連携しながら子どもの発達に応じた適切な指導を行い、基本的な生活習慣の確立を図ることが必要です。

生活習慣の基本である、十分な睡眠と朝食をとることの大切さを啓発し、一人ひとりの子どもたちが習慣化できるよう支援します。

また、あいさつをすることや、きまりを守ること等は、信頼に基づく人間関係を築き、将来にわたって社会生活を送る上で重要なことであるため、学校教育においても家庭と連携しながら進めていきます。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園においても、「睡眠、食事、排泄、清潔、衣類の着脱」等の基本的な生活習慣の確立に向けて、子どもの発達に応じた適切な指導を行います。

【主な取組】

○早寝・早起き・朝ごはん運動

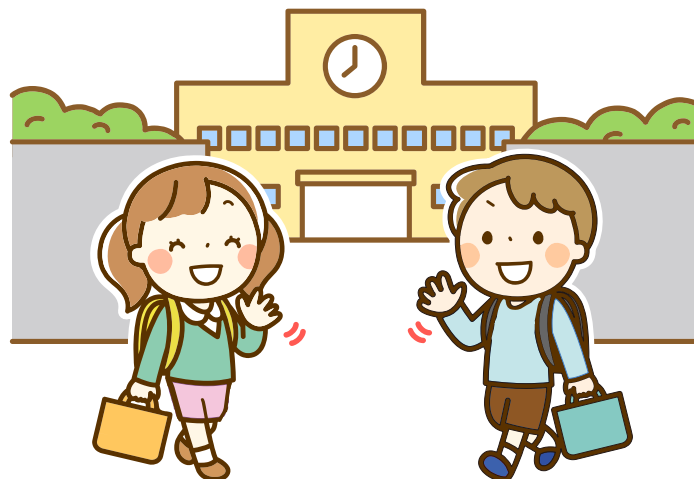
生活習慣の基本である早寝・早起き、朝食の大切さを啓発していきます。

○あいさつ運動の推進

学校園において、あいさつ運動を推進します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・子どもの基本的な生活習慣の確立に向け家庭との連携が図られているか・学校園において、生活習慣の確立に向けて、子どもの発達に応じた適切な指導を行っているか	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ等基本的な生活習慣の定着（学校関係者）など



施策（５） 部活動のありかたを改革します

部活動は、生徒がスポーツや文化、科学などに親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育むための貴重な機会であり、学校教育の一環として、子どもたちの自主的・自発的な参加により行われるもので、児童生徒の自主性・社会性・責任感・連帯感を育成する人間形成の場としての意味を有しています。

部活動の実施に当たっては、生徒が教育課程で学習したことや自らの適性、興味、関心をより深めることができるように工夫する必要があるほか、生徒が参加しやすいような実施形態を整えたり、生徒・教員の心身の健康管理に留意した適切な活動時間を設定したりするなど、その運営について大きな見直しが必要となります。

また、令和２年（2020年）に行った部活動の実態調査においては、部活動における体罰・暴言など教員、外部指導者による不適切な指導の実態も明らかになりました。

本市では、こうした中学校部活動の実態について正確に把握しながら、その教育的効果が最大限に発揮されるような環境を整えるとともに、生徒が主体となった部活動を運営し、各自で設定した目標の達成をサポートする体制を確立します。

【主な取組】

○部活動アンケートの実施

生徒がいきいきと活動することができる部活動運営を目指して、本市の部活動の実態を正確に把握するため、生徒、保護者、教員を対象に部活動アンケートを実施します。

○部活動に関する白書の作成

部活動アンケートの結果を受けて、生徒、保護者、教員の部活動に対する意識調査を行い、その調査内容を分析し、調査報告書を作成します。

○部活動ガイドラインの徹底

平成31年（2019年）4月に策定した部活動ガイドラインでは、部活動の意義、適切な運営のための体制整備等が示されています。このガイドラインに則った部活動運営を学校に促していきます。

○生徒主体の部活動運営

生徒がいきいきと活動することができる部活動のためには、生徒が主体的に活動する必要があります。そのために、生徒・保護者・教員とが対話的な関係をつくるように努めていきます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいきいきと部活動に取り組んでいるか ・持続可能な部活動運営に向けて地域との連携が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者、教員の部活動の満足度 など

4 命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます

近年では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、子どもたちの自立の精神を培うとともに、教職員の人権意識を高める取組を進めます。また、地域と連携した防災訓練の実施等により、防災や福祉の分野で特に必要な「助け合い」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

施策（1） 人権教育の充実・推進に努めます

人権教育では、子どもたち一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが重要です。

そのため、学校教育においては、道徳をはじめすべての教科の中で、また様々な体験活動や交流を通して、子どもたちが自分の問題として人権に気づき、考える機会を提供します。

また、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害（がい）のある人、在日外国人、性的指向・性自認の多様性等、今日的な課題についても解決に向け、未来に生きる子どもたちの確かな人権意識を培うとともに、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして、推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していきます。

【主な取組】

○人権教育推進事業

「じんけん講座Ⅰ・Ⅱ」や「じんけんワークショップ講座」を実施し、人権啓発に努めます。また、人権課題の学習会や研修会に人権教育指導員や地域人権教育活動推進員を派遣し、教職員や市民の人権意識の高揚に努めます。各中学校区の学校園・保育所の教職員が、発達段階に応じた人権・同和教育に関する事例研究を行い、実践的な連携を図ります。

○人権教育文化事業

人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促し、仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めます。

○人権教育総務事業

「人権教育推進委員会」を設置し、本市における人権教育、人権啓発の取組の推進に努めていきます。また、「宝塚市人権・同和教育協議会」と連携し、すべての人々の人権が尊重される社会をめざし、学校園、保育所、地域、家庭、職場など様々な場や機会において、市民の人権意識の高揚に努めます。

○人権文化創造活動支援事業

人権文化センター等の施設を活用し、体験をもとに人権課題の解決への力を養う講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や様々な体験活動や交流を通じて児童生徒の人権意識を高める工夫が図られているか ・計画的、総合的に人権教育を推進しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導員の活用 ・講座の参加者数 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（２） 子どもたち・教職員の人権意識を高めます【重点施策５】

子どもたちの「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、全ての教育活動の中で、自尊感情や他人への思いやり、自他の命の尊重、多様性の理解等、人権意識を養うことが必要です。子どもたちの人権意識を高めるためには、子どもたちは、さまざまな人権についての正しい知識を理解しなければなりません。そして、得た知識をもとに、自らの態度や行動を通して実践していくことで、人権が尊重される社会づくりにつながっていきます。

また、学校園では、子どもたちの発達段階に応じ、創意工夫した教育活動を展開するため、まずは身近な大人である教職員が、一人ひとりの子どもを大切にするという強い思いを持って教育に取り組まなければなりません。そして、常に人権について高い意識を持ち、自ら実践していくことが何よりも大切です。

将来、社会を担っていく子どもたちが、自分や他者を思いやり、命の大切さや平和の尊さをしっかりと考え、多文化・多様性を尊重するなど、人権意識の醸成を進めます。

【主な取組】

○道徳副読本の活用

平成 23 年度（2011 年度）から配布されている「兵庫版道徳教育副読本」に加え、平成 26 年度（2014 年度）から個人配布されている「私たちの道徳」を各校で道徳年間指導計画に位置付けるとともに、すべての指導項目を取り上げることができるようにします。

○赤ちゃんや幼児とのふれあい体験学習

中学生が「トライやる・ウィーク」や家庭科の授業等で幼稚園・保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験を通して、命の尊さの実感や成長の喜びを感じ取ることができるようにします。

○生命の尊さ講座

中学生を対象に「性と生を考える」をテーマとした専門医等による講座を実施し、男女が互いを尊ぶ心を培うとともに、子どもたちの心身の健全育成を図ります。家庭科や道徳の授業の中で、命の尊さについて考えるように取り組みます。

○平和教育の推進

総合的な学習の時間や、社会科での歴史の学習を進めるなかで「平和の尊さ、戦争の恐ろしさ」を知り、ともに過ごす身近な人たちへ発信することで、平和な社会を築いていくことの大切さを学ぶことができるようにします。

○性的指向・性自認の多様性への理解促進

『『ありのままに自分らしく』互いに認め合える学校園所をめざして』の手引書を活用するとともに、教職員等を対象にした研修会等を実施し、授業実践につなげる取組を行います。

○多文化共生についての理解促進

人権教育全体計画・年間指導計画を作成し、道徳、国語、社会科、音楽、英語科、総合的な学習の時間、学級活動、外国語活動等において、異文化理解を図る交流学习や体験学習等を実施し、多文化共生教育・国際理解教育を推進します。

○各種教職員研修事業

人権教育や道徳教育に関する研修などの各種教職員向け研修事業を通して、教職員の人権意識を醸成します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・道徳副読本や体験教育等を通じて創意工夫した教育が行われているか・児童生徒が主体的にいじめの防止など人権を守る活動に取り組んでいるか	<ul style="list-style-type: none">・文科省・県教委作成の道徳副読本の活用・生命の尊さ講座や体験学習の実施・児童会や生徒会でのいじめ防止等の取組の実施 など



施策（3） 防災教育を充実させます

阪神・淡路大震災の発生後、災害に備えることの大切さ、助け合うことの重要性が認識されましたが、時間の経過とともに、震災を体験していない子どもたちが増え、その記憶が薄れつつあります。

1. 17追悼行事の実施などにより、災害の被害を忘れることなく、助け合いやボランティアの精神など「共生」の心や命の尊さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進が必要です。

そのため、家庭や地域社会と連携して、学校園における防災体制の充実を図り、従来の、災害が起こってからの「対応型」の防災教育から、災害が発生する前の「備え」の防災教育を推進します。

子どもたちが自らの命を守ることをしっかりと認識し、これまでの災害から得られた教訓にもとづいて行動できる態度を養っていきます。

また、大規模災害の発生や感染症の蔓延などに備え、自助や共助による助け合いを日頃から一人ひとりが意識し、有事には命や暮らしを守ることができるよう、継続的な取組を実施します。

【主な取組】

○語りつぐ防災教育

防災教育の中で、阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、自然災害から自らの命を守る能力や共生の心を育むために、避難訓練等の実施や防災に関する副読本を活用します。

○地域と連携した防災訓練の実施

多様な学習教材を活用しながら、震災の経験と教訓を継承し、将来の災害へ備えるために、学校内での防災学習のほか、災害時要援護者への支援を含めた自治会などと学校が連携した地域ぐるみの防災訓練等の実施を充実させます。また、学校給食を通じて「災害」と自分たちの命を守る「食」を考える機会とするため、炊き出し献立やおにぎり作りの体験を通し、災害時の食についての理解を深める防災給食を実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携して、学校園における防災体制の充実が図られているか ・「対応型」から「備え」の防災教育が推進されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した防災訓練の実施状況 ・「1. 17は忘れない」防災訓練の実施状況 など

施策（４） 福祉教育を充実させます

社会生活を送る上で、一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、「共に生きる」社会の実現に向けて実践することが必要です。誰もが地域社会の一員として生活し、共に支え合いながら安心して暮らすことができ、元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指し、実践力のある子どもを育てることが重要となります。

そこで、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用しながら、体験的な活動を中心とした福祉教育を推進するとともに、認知症の理解を深め、相手の立場に立って考えることのできる子どもを育てます。

【主な取組】

○福祉体験（手話・車いすなど）

道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、福祉施設の訪問や高齢者との交流、車椅子体験やアイマスク体験などの体験的な学習を行います。

○認知症サポーター養成講座の実施

子どもたちによる認知症への理解が一層深まるように、福祉教育の中で認知症体験等の出前授業を実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・子どもの福祉意識を高めるため、福祉推進授業の推進が図られているか	・福祉教育の充実度 ・福祉読本の活用度 など



5 未来を切り拓く子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに変化する課題に対し、子どもたちが将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、基礎となる知識や能力を育成する必要があります。様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎的能力を育み、未来を切り拓く子どもたちを育てます。また、GIGAスクール構想による児童生徒用タブレット導入に合わせ、子どもたちの学びの基盤となる情報活用能力の育成に努めます。

施策（1） 外国語活動を積極的に展開します

国際化が進展し、異なる文化や歴史を有する様々な人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

小学校の外国語活動においては、外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。

特に、英語学習指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を活用し、「聞く・話す」を中心とした授業を展開し、子どもたちが、外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験したり、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しもうとしたりする意欲を高めるようにします。

【主な取組】

○研修の充実

外国語の教科化を踏まえ、小学校教員を対象に、子どもたちが外国語活動に興味を持ち、コミュニケーション能力を培う授業の創造について、研修体制の充実を図ります。

○英語学習指導助手の派遣

小学校外国語活動を進めるための補助的な役割を担う英語学習指導助手を派遣し、子どもたちの外国語活動への意欲を高めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を培う学習支援が充実しているか	・学校園へのALT派遣による児童生徒のコミュニケーション能力向上率 ・派遣生徒の体験活動等充実度 など

I	II
III	IV

施策（3） ICT環境を活用した教育を展開します【重点施策6】

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、情報化社会を急速に進め、人々の生活に利便性をもたらす一方、パソコン等を利用した悪質な犯罪が後を絶たず、子どもたちがスマートフォンやパソコン等を利用して、SNS等を介したネットいじめなどの被害者や加害者になるケースが増加しています。文部科学省が進めるGIGAスクール構想に沿った児童生徒用1人1台のタブレットパソコンが導入され、ますますインターネットが身近になることから、「情報」やそれに関わる「技術」について正しく理解し、その特性やルール、また情報セキュリティなどについて学習することが重要です。そこで、単に情報を受動的に得るだけでなく、目的を持って、自ら選択し、判断する力を身に付けるためのメディアリテラシー教育（情報を活用する能力、情報を発信する能力、情報を評価・識別する能力、情報を批判的に読み取る能力を育てる教育）を進めます。

また、パソコン等を活用した授業の実践や日頃の情報教育を実践することにより、子どもたちの「情報活用能力」を育成する一方、指導に当たる教職員にも1人1台のタブレットパソコンの活用方法についての研修や、子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪等に関する研修などを開催し、啓発に努めます。

【主な取組】

- GIGAスクール構想に沿った児童生徒用1人1台タブレットパソコンの活用
児童生徒用タブレットパソコンを有効活用することで、児童生徒一人ひとりに個別最適化された学びを実現します。
- 教職員のための情報教育講座や著作権・セキュリティに関する研修の開催
教職員がパソコンに関する基本的な知識と技能を身に付け、コンピュータを適切に活用して指導できるよう講座を実施するとともに、スマートフォン等の弊害やネットいじめの実態に関する研修会などを開き、子どもたちをネットいじめなどのトラブルから守ります。
- 学びの基盤となる情報活用能力の育成
インターネットを使った調べ学習、プレゼンテーション活動などを通して、ICTを活用するための基礎的な技術や、著作権・情報セキュリティへの理解、情報を批判的に読み取る力など、ICTを活用する上で必要な資質・能力を習得するための情報教育の充実を目指します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用1人1台のタブレットパソコンを使って、児童生徒自身の進度に応じた学習が充実しているか ・教職員への研修等を実施し、指導能力の向上が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力 ・児童生徒の自己の学習進度に応じた活用ができて いるか など



タブレット端末を活用した授業



タブレット端末を活用した授業

施策（４） キャリア教育やさまざまな体験学習の機会を提供します

児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、進路を主体的に選択できる能力や態度を身に付けることができるよう、勤労観・職業観の育成に努めます。

また、社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応できるよう、地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。そして、児童生徒が選んだ進路が、将来社会貢献につながることを実感できることが大切です。

あわせて、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、「SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）」教育を推進します。

【主な取組】

○発達段階に応じたキャリア教育

小学校 1 年生から中学校 3 年生までの間に県の作成するキャリアノートやキャリア・パスポートを積極的に活用し、小・中学生のキャリア教育の充実に努めます。

○外部講師の「出前授業」

TAKARAっ子いきいきスクール推進事業において、地域人材を外部講師として招くなど、地域の教育力を活用し、特色ある授業やさまざまな体験活動の機会を提供します。

○SDGs 教育

SDGs について学び、児童生徒が地域や社会の課題を自ら発見しながら取り組む学習を計画、実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育の充実に図っているか	・キャリア教育の実施校数 ・外部講師の「出前授業」の実施回数 など



施策（５） 環境教育を充実させます

経済社会が飛躍的な発展を遂げ、生活が便利になっていく反面、環境へ過大な影響を及ぼすようになっていきます。地球環境問題が深刻化しており、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を進めるとともに、自然と共生できる環境の形成に取り組む必要があります。そのため、体験的な学習を積み上げる中で、学校園において子どもたちの自然環境を大切に思う心や自然に対する畏敬の念を育むことが必要です。

そこで、学校園においては、省資源や省エネルギーを目的とした宝塚市学校版EMS（Environmental Management System・環境マネジメントシステム）などを実施することで、子どもたちの地球環境問題への関心を高め、ゴミの減量やリサイクル、省資源、省エネルギーに対する積極的な行動を促します。

また、小学校3年生では、校区内や校区外での自然環境から学ぶ環境体験学習により、地域の方々の協力を得ながら、地域に学ぶ学習を行います。また、小学校5年生では「自然学校」を通じて、自然や命の大切さ、仲間と協力しながら命のつながりを学ぶ体験型環境教育を充実させます。

【主な取組】

○宝塚市学校版EMS

子どもたちが、環境について関心を持ち理解を深めるため、身近な体験として、学校園での省エネルギーへの取組を行います。

○小学校環境体験事業

人間形成の基盤が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然にふれあう体験型環境学習を行います。

○小学校環境フェスタ

各学校で行われた環境学習について研究資料の展示を行い、環境学習の充実に努めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・自然環境から学ぶ環境体験学習を充実しているか・環境学習の成果発表を行っているか	<ul style="list-style-type: none">・光熱費のうち2項目以上削減できた学校園の数・小学校における環境体験事業の年間実施回数 など

6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。より深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。そのため、読書活動の推進をはじめ、学校園では各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めるとともに、幼少期から読書に親しむことで、将来的な市民全体の読書活動の促進につなげます。

施策（１） 読書活動を推進します【重点施策 7】

様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書機会の少なさなどによる、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が問題となっています。

読書体験は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション能力を向上させるために重要です。

そのため、『子どもの読書活動推進計画』を踏まえ、乳児期のブックスタート事業をはじめ、読み聞かせやブックトークの実施を通して読書の楽しさを伝えることで、読書習慣の確立に取り組みます。

学校図書館では、専任司書の配置により、選書や本の紹介、本を手に取りたくなる陳列の工夫などを充実させるとともに、幼少期から読書に親しむことで、市民全体の将来的な読書活動の促進につながる取組を進めます。

また、朝読書の普及など読書活動を推進するほか、言語活動全体の活性化に取り組みます。このほか、学校図書館を活用し、ことばに関する創作活動を発表する場を設けるなど、発展的な活動を推進し、子どもたちの想像力、思考力、表現力を培い、コミュニケーション能力や豊かな感性を育みます。

【主な取組】

○学校図書館教育推進事業

小・中学校に専任の司書を配置し、市教育委員会や学校、図書ボランティアと連携しながら、児童生徒のサポートや学校図書館の環境整備に専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動の推進を図ります。

○図書ボランティア交流会支援活動

各校における図書ボランティア活動を推進します。また、図書ボランティア交流会を開催し、各学校の図書ボランティアの活動状況や課題等の交流を行い、各校の図書館教育の推進を図ります。

○読書週間・朝の読書の推進

各校における読書週間・朝の読書の推進を図ります。

○市立図書館との連携

市立図書館と学校図書館の連携をより一層図り、市立図書館の団体貸出や図書館見学を促進します。

○学校図書館用図書の充実

新着本の紹介や図書館内の装飾など学校図書館の環境を整備し、児童生徒が読書活動に興味関心を持てるよう取り組んでいきます。

○「ことばの祭典」事業の推進

ことばに関する活動（読書、創作など）を全市的に行い、発表の場を設けることによって、言語環境を充実する取組を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・子どもの読書習慣を確立するため、授業での学校図書館の活用が図られているか・読書週間又は朝の読書等の取組が推進されているか	<ul style="list-style-type: none">・児童1人当たりの年間貸出冊数（小学校）・読書週間又は朝の読書の取組状況 など



施策（２） 学校図書館を充実させます

豊かな読書体験は、感性を磨き、表現力を高め、創造力を育むとともに、様々な本を読むことは子どもの心もより豊かにします。

子どもの「読書離れ」「活字離れ」が進んでいる中、学校図書館は子どもが読書に親しめる身近な場所として子どもの読書活動を支えており、引き続き、学校図書館の機能を十分に発揮できるように、図書ボランティアの育成や司書の配置により、図書環境の整備や読み聞かせ、選書アドバイス、ブックトーク等、子どもの読書活動推進に取り組み、子どもの居場所の一つとして位置付けます。また、全校での図書環境の整備や学校図書館ネットワークを活用した学校間及び市立図書館との本の相互貸出を推進するなど市内の図書資源を最大限活用できる読書環境の充実に努めます。

【主な取組】

○学校図書館ネットワーク運用事業

現在導入している図書館ネットワークシステムを活用し、市内学校の学校図書について一元管理します。また、本システムを活用し、他校の図書についても貸出を可能とし読書活動の推進につなげます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒が学校図書館を利用しやすい環境づくりを行っているか	・ 1校当たりの司書配置日数 ・ 小・中学校における1人当たりの年間貸出冊 など

Ⅱ 学校園、教職員の教育力を高める

7 学校園の組織の充実を図ります

小学校や中学校に入学したばかりの児童生徒が環境になじめない、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの課題解決には、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の各校種間で全期間を通じた教育の連携が重要です。学校が「チーム」として子どもたちを見守り、教員一人ひとりがチームの一員として主体性を持ち、互いに信頼しあいながら協働できる教育現場づくりを進めます。

施策（1） 保幼小中の連携教育を進めます

小学校への入学の際に、環境の変化から学校生活になじめない「小1プロブレム」や、小学生から中学生になったとたん、学校になじめず、不登校となるなどの「中1ギャップ」の問題が社会的に指摘されています。

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教職員が、一貫して子どもを育てるという意識をもち、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」を解消し、生きる力の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」を育むことが必要です。

そのため、就学前教育の合同研修の開催や保育所（園）・幼稚園・小学校の園児・児童交流、小・中学校の授業交流をはじめ、教職員による定期的な情報交換会の実施、オープンスクール、交流給食等の活用により、子どもに対する理解と発達段階に応じた指導のあり方について研究を推進します。

また、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、ASD（自閉症スペクトラム）等を含めた障害（がい）のある子どもたちに対する、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じた適切な教育支援を充実させるため、校種間の連携を深めます。

【主な取組】

- 保幼小中連携教育推進事業（再掲 [P. 15]）
- 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の情報交換会の実施
市内の公立学校園をブロックに分けて情報交換会を開催し、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の教職員が乳幼児、児童生徒に対する知識や理解を深め、指導の手立てについて共通理解を図ります。
- 就学前教育における合同研修会の開催（再掲 [P. 15]）

○保幼小中の連携強化と中学校区ごとの事例検討会の実施

子どもたちの切れ目のない支援を行うため、中学校区を基盤として、公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小・中・特別支援学校の管理職の定期的な会議や担当教職員による情報の共有化を図ります。

また、人権教育ブロック別実践研究や生徒指導連絡推進会議の場を活用し、事例検討を行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・保幼小中の連携を図り、子どもの発達の連続性を重視した連携教育の充実を図っているか	・保幼小中間による管理職会議の回数 ・教育課程に基づいた保幼小中連携活動の回数 など

施策（２） 学校園での教育研究活動を促進します

子どもたちの学ぶ力を向上させるためには、教職員自ら研究する姿勢が大切であり、教員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化を目指し、各学校園での研究体制を支援することが必要です。

本市では、これまでに優れた教育研究活動の実践があり、小・中学校とも全校に1人は研究担当教員を配置しています。また、平成27年度（2015年度）から学校支援員の派遣を行い、教員の授業力の向上に努めています。

今後も、教員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化をめざすことを目的に、各学校園での研究体制を支援します。特に、市指定研究の事業では、市内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校が研究目標を掲げ、「保育内容の充実」、「教科」や「道徳」などをテーマに校内での計画的、継続的な研究体制を確立し、校内研究や研修活動を行い、その成果を市内外に向けて公開発表します。

さらに、この取組を研究紀要としてまとめ、市内すべての幼稚園及び小・中・特別支援学校へ情報提供するほか、経験年数に応じた幼稚園年次別研修会を開催します。

また、教職員のメンタルヘルスや特別支援教育など、今日的課題についても研修会を実施します。

教員の授業力向上に向けては、校内における授業公開と相互評価も効果が高いことから、校内における教員同士の学びあい、高めあいの仕組みを支援します。

【主な取組】

○幼稚園市指定研究会の推進

教職員の資質向上を図るために、幼稚園の実情や課題に応じて研究テーマを設定し、それに基づき、園内研究を推進し、市内外にその成果を発表します。

○幼稚園年次別研修会の開催

教職員の専門性の向上を図るため、幼稚園教諭の経験年数に応じた課題を設定し、研修会を実施します。

○市指定研究会

教員の資質向上を図るため、学校園の実情や課題に応じてテーマを設定し、それに基づき学校園単位で校園内研究や研修活動を行い、市内外にその成果を発表します。

○課題研修

教職員のメンタルヘルス、人権教育、学校評価、特別支援教育など、今日的教育課題について教員を対象とする研修会を実施し、課題解決に努めます。

○パワーアップ支援室の整備充実

教職員の資質向上の支援を継続的に行うための具体的な教育情報・指導法情報・交流の場として運営し、必要に応じて研究講座を開催します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・子どもたちの学ぶ力や教員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化を目指し、各学校園での研究体制の支援を図っているか	・ 指定研究園数 ・ 研修内容やテーマに対する参加者の評価 など



施策（3） 教員の働き方改革を推進します

学校を取り巻く状況が急激に変化する中、教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、教職員の職務に係る時間的・精神的負担が増大しています。

すべての教職員が精神的なゆとりを持ち、心身ともに健康で、一人ひとりの児童生徒としっかりと向かい合うために、「宝塚市公立学校の教育職員の業務量の適切な管理 その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」に基づいた取組を進めます。

【主な取組】

○業務量の適切な管理

記録簿による在校等時間の適正な管理や、定時退勤日、ノー会議デー及び部活動休養日の完全実施など教職員の意識改革や、会議、研修、学校行事等の精選、開催方法の工夫による回数や時間の縮減などを通じた総業務量の削減、外部人材の積極的な活用の推進等に取り組みます。

○学校事務の共同研究

学校事務を円滑かつ適切に行い、教職員と児童生徒が触れ合う時間を確保し、きめ細やかな学習指導の支援やゆとりを持って教育活動に取り組むことができるよう調査研究を行います。

○校務支援システムの適切かつ有効な活用の推進

学校事務の改善と教職員の事務負担を軽減していくため、校務支援システムとグループウェアを活用できるよう学校訪問研修や集合研修を継続するなど、サポート体制の充実を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・校務の情報化や学校事務のデータ化、マニュアル整備による効率化が図られているか ・会議研修・出張等のほか学校行事や事業の見直しにより業務等に要する時間の縮減を図り、教員が子どもと向き合える時間の確保できているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー会議、部活動休養日、定時退勤日の設定 ・超過勤務時間の縮減 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（４） 教員の連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組みます

生徒指導上の課題を解決するためには、学校が「チーム」として子どもたちを見守り、課題に対応することが大切です。そのため、教員一人ひとりがチームの一員としての主体性を持つとともに、教員同士でそれぞれの立場や役割を認識しながら情報を共有し、個々の持つ専門性を生かしつつ、日頃から互いの理解を深め、信頼しあいながら協働できるような教育現場づくりを進めます。

また、学校での課題の解決のために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、弁護士といった教員以外の専門家や、家庭児童相談室などの関係機関との連携・協力関係をより強めます。

このほか、保幼小中の連携をこれまで以上に強め、幼児期から中学校まで一貫して切れ目なく子どもたちを支援し、校種を超えた事例検討会等を実施して、見守る体制を整えます。

【主な取組】

○いじめアンケートの実施（再掲 [P. 18] ）

○教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの設置（再掲 [P. 18] 後掲 [P. 49] ）

○校長のリーダーシップ育成

業務量削減に資する業務改善、メンタルヘルス対策、人事評価制度の活用による育成、リーダーシップの育成・強化に係る研修実施、校長の学校経営やマネジメントなどに関する相談や顧問弁護士への相談体制の構築などにより、校長の学校経営を支援します。

○保幼小中の連携強化

子どもたちの切れ目のない支援を行うため、中学校区を基盤として、公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中・特別支援学校の管理職の定期的な会議や担当教職員による情報の共有化を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・中学校区内の教職員が就学前から小・中学校へと子どもたちの切れ目のない支援をしているか	・定期的な連携会議等の回数 など



8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質向上、人材育成は欠かすことのできないものです。研修の開催や自主研修の場の確保のほか、日常的な教員同士の授業公開の推進などにおいて、教員の指導力向上を支援します。あわせて、管理職候補の育成や管理職の負担軽減を進め、教職員の心と体を守るための相談業務の充実など支援体制の整備に努めます。また、日頃から子どもたちの気持ちを受け止め、理解することを教育の中心に据えて、子どもたちの可能性を開花させる教育を進めます。

施策（１） 教員の授業力向上を図ります

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力等を養うには、教職員の研修体制の充実が不可欠です。さらに、学習指導要領の改訂に伴う小学校中学年での「外国語活動」、高学年での「外国語科」の導入、道徳の教科化により、いっそうの研修体制の確立が必要となります。

現職研修では課題解決に向けた取組へのアプローチを理解し、情報教育講座では情報機器活用のスキルを高め、パワーアップ講座では授業力の向上が期待されます。これらの研修をより充実させることで、教職員の授業力向上を図ります。

また、校長経験者等による授業力向上支援員を各学校に派遣し、若手教員の育成を支援します。このほか、教職員の自主的な研修を支援していくため、市教育総合センター内の教職員パワーアップ支援室など、教職員が研修できる場を整備し、教職員の指導力向上を強力にサポートします。

【主な取組】

○研究指定校の拡充

各学校の校内研究の充実に向けて支援を行い、研究成果を広く発表できるよう取組を進めます。

○現職研修

教職員としてのあるべき姿を求めながら、資質・指導力向上のため、時代に即応したテーマを取り上げ、教育課題に応えることのできる研修を企画、実施します。

○情報教育講座

学校におけるコンピュータ活用の促進を図るための教育的指導者養成など、各種研修講座を開催します。

○授業力向上支援員の学校への派遣

校長経験者等による授業力向上支援員を学校に派遣し、若手教員を対象に、培われた授業力や指導力などを伝承し、育成に努めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・教職員への研修を充実し、教職員の指導力向上を支援しているか	・教育研究課主催研修会への参加率 ・指定研究校数 など

施策（２） 管理職の育成や、管理職の負担軽減を図ります

学校管理職への登用については、管理職試験の受験者数が少なく、次期管理職候補の確保が大きな課題となっています。

学校管理職の魅力は、自身の手腕により学校を経営し、教職員とともに理想とする教育の実現を進めることができる点にあります。こうした管理職の魅力を PRするとともに、業務改善による負担軽減を進め、30代を中心とする若手教員の意識を醸成する取組や指導主事への任用、思いを持った教員が一步を踏み出して管理職として活躍できるような取組により、管理職候補者の計画的な育成を図ります。

【主な取組】

○管理職育成特別研修の充実

管理職候補の発掘・育成を図るため、中堅教職員等を対象として、学校経営能力や危機管理能力の育成のための専門的な研修講座を実施します。

○管理職の業務の負担軽減

管理職の業務負担を軽減するため、事務補助員の配置等を検討します。

○指導主事任用や兵庫教育大派遣など中堅教職員の計画的な育成

学校教育についての経験を有している若い世代の教員に対して、将来の管理職候補としての意識化を図るため、積極的な指導主事登用や、兵庫教育大への派遣などを進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・管理職候補者の計画的な育成が図られているか	・管理職の定年退職者数に対する管理職試験の受験者数 など

施策（3） 教職員のこころとからだの健康づくりを進めます

子どもの教育に携わる教職員には、なによりもまず心身ともに健康であり元気な姿が求められます。近年、教育現場には様々なストレス要因が増大しており、精神疾患による病気休暇・休職を取得する教職員が増加傾向にあります。

生活習慣病や婦人病等の早期発見・早期治療のための健康診断及び健康相談を充実させるとともに、教職員のメンタルヘルス意識を高め、相談体制を充実させるなど、日頃から教職員の心身の負担を軽減できるような取組を進めます。また、病気休暇・休職に至った場合に、円滑に職場復帰できる制度の利用を促進します。

【主な取組】

○教職員健康診断及び健康相談の実施

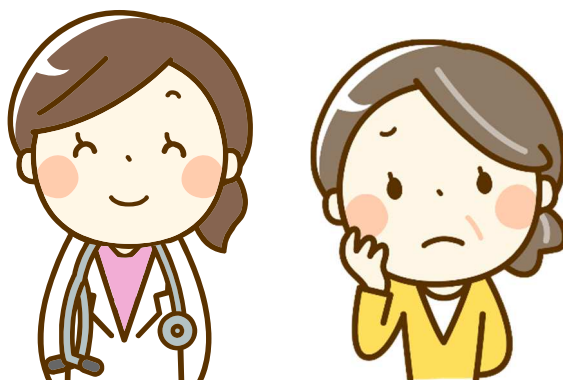
学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき、教職員の健康診断やストレスチェックを行い、その結果に基づく健康相談を実施して、教職員の健康を守ります。

○教職員の職場復帰のための支援事業の展開

病気休暇・休職中の教職員の職場復帰を円滑に行うため、近畿中央病院等で行われる「プレリワークプログラム」「リワーク支援プログラム」や「プレ出勤制度」の活用を促し、復帰前の支援を行います。また、復帰後についても、「教員フォローアッププログラム」の利用や、メンタルヘルスアドバイザーの面談を通して再発防止を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・病休・休職者を生まない職場環境となっているか ・教員の職場復帰のため、支援制度の周知を徹底し、さらに利用を推進することで復帰率の向上を図っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の労働時間 ・精神疾患による病休・休職者の復帰率 <p style="text-align: right;">など</p>



施策（４） 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

学校教育の根幹を担う教員には、教育の専門家としての専門性や確かな力量だけでなく、子どもたちに対する教育的な愛情や、子どもたちの願いと良さを引き出し、伸ばすための子ども理解が求められます。そのためには、教員自身が明るく前向きに物事に取り組み、子どもたちと向き合いながら、自身も学び続け、成長していく必要があります。

また、教育現場でともに過ごすこととなる子どもたちには、その発達段階や特性、生育歴に至るまで、どれ一つとして全く同一の子どもなど存在しません。さらに、それぞれの子どもたちには学校の内外を問わずトラブルや課題、生きづらさを抱えているケースも少なくはありません。教員たちは、こうした一人ひとりの子どもたちに真摯に向き合い、理解し、寄り添い、時には保護者の理解を促進できるよう、日頃から子どもたちの気持ちを受け止め、理解することを教育の中心に据えて、子どもたちの可能性を開花させる教育を進めます。

【主な取組】

○小学校における教科担任制の推進

中学校への滑らかな接続、授業の質の向上、学習内容の定着、児童の興味関心を高めることなどを目的として、小学校高学年での教科担任制を推進します。

○教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの設置（再掲 [P. 18, P. 45]）

○相談することの大切さについての授業

子どもたちが身近な大人に相談することの大切さを知り、相談することで得られる安心感を体感できるよう、スクールカウンセラーやスクールカウンセラーから研修を受けた教員による心理教育を実施します。

○発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援の強化

入学前に行う教育支援委員会で、発達に不安のある子どもの適切な就学先について審議するとともに、入学後も個々の特性に応じたより良い支援ができる環境づくりに努めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・教職員が子どもたちの特性を理解し、一人ひとりと丁寧に向き合いながら支援ができているか・子どもたちがSOSを出しやすい環境を構築できているか	<ul style="list-style-type: none">・特別な配慮を要する児童、生徒について教職員間の情報共有・小学校での教科担任制の実施状況・子どもたちを対象としたスクールカウンセラーによる出前授業の実施状況 など

9 安全・安心な学校園の整備を進めます

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりが求められるなか、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの地震発生を受け、全学校施設の耐震化工事を最優先で取り組んできました。今後は、老朽化した校舎や屋内運動場の改修・改築をはじめ、空調やトイレなどの設備の更新やバリアフリー化等の整備を進めます。

施策（1） 学校園施設等の安全・安心な環境を整備します

本市には、1970年代の人口急増時に建設された校舎が数多く存在し、施設の老朽化やグラウンド状況の悪化が進んでおり、各設備の更新が必要となっています。また、家庭でのトイレ洋式化が進む中で、学校トイレの洋式化の遅れが新たな課題となっています。

そのため、市立小・中学校トイレの洋式化率90%の達成を目指すとともに、校舎、空調、グラウンド等、各学校施設整備の計画的・継続的更新を実施し、全ての学校園が、誰にとっても安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進していきます。このほか、スロープやエレベーターの設置などによるバリアフリー化や大型備品の老朽更新、設置遊具の安全点検及び修繕・更新などを随時行い、子どもたちが快適で安心して学べる教育環境の整備と充実を図ります。

また、最近、子どもを狙った犯罪が増加していることから、それらの危険から子どもたちを守るため、防犯ブザーや、小学校区ごとに校区内の危険箇所や後述の「アトム110番連絡所」を表示した「すみれ安全マップ」を作成し、配布するほか、防犯訓練を実施し、防犯に対する啓発を行います。

さらに、通学路の安全確保のため、個人の住宅や事業所を緊急避難連絡所に指定し、子どもたちの避難場所を確保する「アトム110番連絡所」事業や、地域による安全ボランティアなどを展開し、子どもたちの安全確保に努めます。

通学路の交通安全に関しては、交通安全推進会議による通学路の安全点検の実施を継続し、子どもたちを交通事故から守ります。

【主な取組】

○校舎等の長寿命化改修事業の推進

大規模改修をはじめ、老朽化したトイレ、空調及びグラウンドなどの個別改修事業のほか、バリアフリー化事業を推進し、安全に安心して学べる施設整備に取り組みます。

○安全管理事業

小学校新1年生への防犯ブザーの無償貸与や、3年に1度更新する「すみれ安全マップ」の各家庭への配布とともに、地域の方々による安全ボランティア（見守り隊等）や「アトム110番連絡所」など、市民の方々の協力を得て子どもたちの安全確保に努めます。

○学校園安全対策推進事業

「宝塚市通学路交通安全プログラム」に則り、関係者・関係機関による通学路の合同点検を継続し、通学路の安全確保を図ります。

○交通安全推進会議による通学路の安全点検の実施

通学路の安全確保のため、学校、保護者、関係機関が連携し、小学校校区ごとに通学路の点検を実施しています。交通安全推進会議では、点検結果に基づいた取組を検討し、関係機関との連絡体制を構築しながら継続した取組を実施します。

○大型備品（放送設備、特別教室机椅子等）の老朽更新

各学校園の老朽化した備品を計画的に更新し、教育環境の充実を図ります。

○設置遊具の安全点検及び修繕・更新

各学校園に設置している遊具について、1年に1回業者による定期点検を行い、不具合箇所の修繕及び老朽化した遊具の更新を行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・全ての学校園が、誰にとっても安全かつ快適に利用できるような施設整備を推進しているか・子どもの防災、防犯、交通安全対策を充実しているか	<ul style="list-style-type: none">・学校トイレの洋式化率・施設整備工事実施件数 など



10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

ICT機器を活用した授業実践や、インターネットを介した遠隔授業、教科学習ソフトの利活用などを積極的に進めるほか、環境負荷に配慮した施設の整備に努めます。また、学校の適正規模化については、保護者や地域と課題を共有し、校区の見直しも含めた適正規模化の方向を検討します。

施策（１） 学校園の適正規模及び適正配置など、教育環境の整備を進めます

市立学校園について、多くの小・中学校が、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある一方で、一部の学校では新たな住宅開発などにより児童生徒数が増加傾向にあります。また、市立幼稚園では、少子化の影響に加え保育需要の高まりなどにより園児数が大きく減少しています。そのため、本市の子どもたちが等しく望ましい教育を受けることができるよう、より良い教育環境の整備に取り組む必要があります。

市立小・中学校については、平成28年（2016年）3月に策定した「宝塚市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づく教育環境の整備を推進し、小・中学校における教育効果の維持・向上を目指します。

また、中1ギャップの解消をはじめ、小・中学校の連携強化や教育目標の共有化による教育効果の向上を図るため、義務教育9年間を見通した学校教育について検討を進めます。

さらに、市立幼稚園については、平成28年（2016年）7月に策定した「宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針」と、平成29年（2017年）6月に策定した「宝塚市立幼稚園の統廃合計画」に基づき、幼児教育の環境整備に取り組み、就学前教育の充実を図ります。

【主な取組】

○学校規模適正化に向けた取組の推進

教育環境審議会の答申に基づき、市立小・中学校の校区の整合・調整や義務教育学校（小中一貫校）に係る検討を進めます。

○市立幼稚園の適正規模・適正配置に向けた取組の推進

基本方針や統廃合計画に定める適正配置や適正規模の基準等に基づき、地域や保護者に丁寧に説明を行いながら市立幼稚園の統廃合を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・家庭・地域との連携による教育環境の整備が推進されているか	・適正規模の学校園数 ・幼稚園の総数と適正規模の園数 など

施策（２） ICT環境の整備を進めます

市立学校では、GIGAスクール構想に沿い、普通教室などで校内ネットワークの構築により無線化が整い、校内のどこでも簡単にタブレットパソコンをはじめとするICT機器が使用できます。また、普通教室への大型モニターの導入など、情報教育の基盤整備を進めています。

今後は、ICT機器を活用した授業実践の研修や情報活用能力を育む情報教育をテーマとした研修の開催のほか、令和2年度（2020年度）の新型コロナウイルス感染症の拡大による学校臨時休業を教訓として、非常事態が発生した際にすべての子どもたちの学習の機会を保障できるよう、インターネットを介した遠隔授業の操作実践研修や、教科学習ソフトの利活用に関する研修などを積極的に進めていきます。

また、ICT支援員の活用や外部の専門機関への委託など、様々な方法を駆使することにより、子どもたちの興味・関心を高め、学習意欲につながる授業づくりや教育課程の改善へ結びつけます。

【主な取組】

○ICT機器を活用した研修の充実

ICT機器を活用した実践的な研修を確立します。

○学校ICT機器の充実

教育用・校務用パソコンのリース期間終了に伴い、機器を更新します。

○学校ICT機器を活用するための人的体制の充実

GIGAスクール構想に沿って導入されたICT機器の操作等を支援し、各教科の授業内容の充実、児童生徒の学習意欲の向上を図り、個別最適化された学習を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・ICT機器を活用した授業の推進に向け、教員全体の資質能力の向上を図る取組が行われているか ・授業で活用することができるICT機器に関わる周辺機器の整備が進められているか	・児童生徒の自己の学習進度に応じたICT機器の活用ができていないか など

施策（3） 地球環境にやさしい学校園づくりを進めます

環境負荷の少ない学校園づくりを通じ、地球環境の改善に資するとともに、そこに通う子どもたちの環境に関する知識と理解を深めることが大切です。

また、今後は全館空調設備の個別空調化や、より省エネ性能の優れた空調機器への更新により、環境負荷の軽減を図りながら、子どもたちが過ごしやすい学校づくりを進めていきます。さらに、自然エネルギーの有効活用のため、校舎新築・増築時には太陽光発電設備の整備を推進します。

【主な取組】

○省エネルギー機器の導入

空調・照明器具の更新に際して、省エネルギー機器の導入に取り組みます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能の優れた空調機器への更新により、環境負荷の軽減が図られているか ・校舎新築・増築時には太陽光発電設備の整備が推進されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備整備工事実施校数 <p style="text-align: right;">など</p>

Ⅲ 市民全体で子どもを応援する

11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

本市では、学校と家庭、地域の相互連携により、地域の教育力を活かすとともに、地域の教育力を高める取組を進めています。学校園が地域の核となりながら、学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力して、子どもたちの成長に関わり、豊かな成長へと導けるよう支援します。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めるとともに地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。

施策（１） 学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策８】

少子化・核家族化とともに、家庭や地域の教育力の低下が進むなか、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく必要があります。

そのため、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることで、教員の子どもと向き合う時間の拡充、社会教育で学んだ成果の活用、地域教育力の活性化を図っていきます。

本市では、学校と家庭・地域の相互連携による「たからづか学校応援団」「たからづか寺子屋事業」「みんなの先生」などの各事業で、地域の人々の教育力を生かすとともに、地域の教育力を高めるための取組を進めています。ボランティア活動の推進、PTA活動との連携などをはじめ、学校園が地域の核となりながら、家庭・地域の皆さんの理解と支援により、社会総がかりで教育に取り組む体制を充実させるとともに、機能的なボランティア活動となる仕組みの検討を行います。

また、全国学力・学習状況調査の結果を基に作成する「家庭学習の手引き」の配布などにより、家庭での教育力の向上を支援します。

コミュニティ・スクールの全校導入に向けた取組を進めつつ、さらに国の示す制度への移行を進め、開かれた教育課程の実現を目指します。併せて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めるとともに、地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。

【主な取組】

○宝塚市PTA協議会との連携

保護者の意見やPTA活動で培った経験を学校や地域で活用できるよう連携を図ります。

- 全国学力・学習状況調査の結果活用（再掲 [P. 20]）
- 学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」
 - 地域の教育力を学校園の支援に向けることで、地域全体で子どもたちを育てる取組を行います。
- コミュニティ・スクールの充実
 - 地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクールの充実を図ります。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる体制が整備されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア登録者数 ・ボランティア活動回数 <p style="text-align: right;">など</p>



地域の皆さんとの体験活動



登下校の見守り活動

施策（２） 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します

学校園においては、さまざまな教育課題に対応するため、学校園の組織力を高める一方、保護者や地域の皆さんの参画と協働を得て、魅力ある学校園づくりを進めることが求められています。

保護者や地域からの意見などを得て、さらに学校評議員制度や学校関係者評価を活用しながら、保護者や地域の皆さんとの信頼関係の礎を築くことが必要です。

「たからづか学校応援団」や「たからづか寺子屋事業」、「みんなの先生」など地域教育力の活用を図るとともに、開かれた教育課程の実現を目指すことで、学校教育、家庭教育、地域教育の３つの力で、よりよい教育の実現を目指します。さらに、コミュニティ・スクールを核として、地域の方々に学校の支援をいただくことで、教員は子どもと向き合う時間を増やすことや教育の質の向上に向けた研究に取り組むことが可能となります。

【主な取組】

○OTAKARAっ子いきいきスクール推進事業

「開かれた学校園」「特色ある学校園」を創造していくことを目的として、「みんなの先生」事業を運用し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めます。

○ホームページの活用

ホームページによる情報発信の充実を図ります。

○学校（幼稚園）評議員制度

地域の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して子どもたちの健康や豊かな成長を図るとともに、保護者や地域の意見を把握し、学校運営に反映するため学校園に学校評議員を設置します。

○オープンスクール

魅力ある信頼される学校園づくりの取組の一つとして、保護者や地域の方々に授業や部活動など学校教育を公開するオープンスクールを実施しています。

○学校評価

PDCAサイクルの理念による学校評価を実施し、教育活動の活性化を図り、保護者・地域に信頼される学校園づくりに努めます。

○学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」（再掲 [P. 56]）

○コミュニティ・スクールの充実（再掲 [P. 56]）

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・学校園に地域の教育力を積極的に導入し、地域と共に力をあわせて子どもたちを豊かに育むことができているか	・みんなの先生活動回数（個人） ・みんなの先生活動回数（全体） など

施策（3） 発達段階に応じた体験活動を充実させます

パソコンやゲーム機、携帯電話・スマートフォンなどの普及により、子どもたちが屋外で体を動かす機会や五感を使う活動が減少しています。さらに、都市化や核家族化・少子化などにより、地域とのつながりが薄れ、人間関係が希薄になり、集団の中での活動も少なくなっています。

学校園では、子どもたちが、集団活動や様々な人々との交流を通し、豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに健全に育つよう、体験活動の充実を図るため、子どもたちの発達段階に応じて計画を作成し、実施します。

また、本市の自然環境を大いに活用した体験活動の充実を図るため、子どもたちの発達段階に応じたプログラムを作成し、実施します。

【主な取組】

○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

学習の場を学校から地域社会に移し、学校・家庭・地域の連携協力のもとに、体験を通して子どもたちが自ら体得する場や機会を提供し、生きる力の育成を図ります。

○小学校体験活動事業

人や自然、地域社会とふれあい、様々な体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる力を育成します（3年生…環境体験、5年生…自然学校）。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・自然体験学習や地域力を生かした体験の充実を図り、学校、地域の実態に応じたプログラムを工夫しているか	・「トライやる・ウィーク」の充実度 ・地域と連携した小学校体験（環境体験）活動の実施など

施策（４） 子育て支援事業を充実させます

少子化や核家族化などに伴い、人々の価値観や生活様式が多様化し、人間関係や地域のつながりも希薄化する中で、家庭で子育てに対する不安を抱えるケースが増えていきます。

本市では、保育ニーズの増加が続いていますが、依然として保育所の待機児童問題は解消されておらず、さらなる少子化の進行を抑えるためには、子育て環境の充実が求められています。市立幼稚園では、こうした課題解消のため、在園児保護者に対する「預かり保育」を実施するとともに、地域の未就園児を対象とする親子教室を開催するなど、今後も子育て家庭に対する支援を充実させていきます。

また、幼児教育センターや市立幼稚園では、地域の子育て中の家庭に対して、保護者の交流機会を提供するなど、子育て相談を実施します。

【主な取組】

○預かり保育の実施

子育て支援の一環として、通常保育の終了後と、長期休業期間において、希望する在園児を預かります。

○子育て何でも相談

園庭・園舎開放、未就園児親子教室の開催や関係機関との連携を図りながら子育ての悩みに対応したり、保護者同士の交流の場を設けたりします。

○人権文化センターにおける家庭教育支援事業の実施

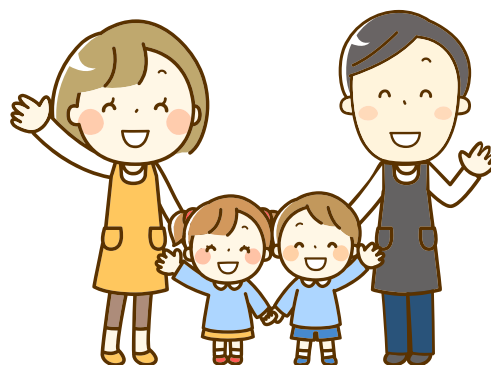
人権文化センターと連携して、家庭・地域の教育力の向上をめざし、幼児教育学習会、子育て学習会等を行います。

○幼稚園巡回カウンセリング

保護者の子育てや子どもの発達の相談に心理相談員が適切に対応します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・地域の子育て中の家庭に対して、保護者の交流機会や子育て相談の充実を図っているか	・預かり保育利用率 ・巡回カウンセリング活用件数 など



施策（５） 伝統・文化等に関する教育を充実させます

様々な分野で国際化や情報化が進む一方、日本古来の郷土の伝統や文化についての理解や関心を高め、尊重し、発展させていくことが大切です。

市内の観光資源、神社仏閣、史跡等について学習を進め、実際に訪れることで、子どもたちのふるさとを愛する心を育て、郷土の歴史を理解する機会とします。さらに、宝塚歌劇など、優れた舞台芸術の鑑賞や、邦楽などの伝統文化に触れるなど、子どもたちが豊かな情操や感性を育む機会を設けます。

【主な取組】

○中学生宝塚歌劇鑑賞事業

市内中学校の生徒を対象に宝塚歌劇鑑賞を実施します。

○のびのびパスポート等事業

市内や近隣市町の美術館や博物館などの教育関連施設を無料で利用できるパスポートを作成し、市内の小・中学生に配布します。

○邦楽のつどい

市内の園児、児童生徒が和楽器（琴、太鼓）を主体とした演奏や地域芸能を発表し、また、邦楽への興味関心を高め、継承・発展させていこうとする心を育てます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・優れた舞台芸術の鑑賞や、邦楽などの伝統文化に触れ合うなど、子どもたちが豊かな情操や感性を育む機会の充実を図っているか	・市内中学校宝塚歌劇鑑賞の実施校 ・邦楽のつどいの参加校 など

IV 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する

12 学びをまちづくりに生かします

生涯学習に対する市民ニーズの多様化、高度化に伴い、学習機会の提供や情報発信、施設の整備を実施しています。引き続き様々な学習ニーズに応える事業を充実するとともに、これらの学びの成果により、子どもを育み、すべての人にやさしいまちを創り上げていきます。

施策（1） 誰もが学べる場と機会を整えます

市民の学習ニーズは多様化・高度化し、その意欲も高くなっています。このため人々が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」場の充実が求められています。新しい知識や技術の習得ができる学習機会の充実や市民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与できる学習環境を整備し、社会教育の推進を図ることが必要です。

地域には、子どもから大人までの学習を支援する多彩で優れた技能を有する人材といった人的資源があります。また、自然や神社仏閣などの歴史的資源や文化財の情報も大切な学習資源です。地域の人材の力やさまざまな情報を地域課題解決に向けた学習に生かすことができるよう、社会教育関係団体の自主的な学びの支援を行うことが必要です。

多様な市民の学習ニーズに対応するためには、市民の発想や経験を生かした特色ある講座・セミナーなどを、公民館だけでなく地域のコミュニティ施設などで大学やNPOと連携しながら実施します。こうした学習活動により学んだ成果が地域や社会で生かされ、まちづくりへとつながるよう市民の学びを支援します。

また、公民館の講座や公民館利用グループの学習情報を広く市民に提供し、いつでも、どこでも、誰でも、「学びたい、知りたい」と思ったときに活動ができるよう、情報発信の強化や講座の充実等、利用拡大に向けた方法を検討します。

【主な取組】

○宝塚市民カレッジ等の学習機会の提供

多様化する学習ニーズに対応し、急激な社会の変化に即した講座やセミナー等を開催します。

○サマースクール

公民館学習活動グループが指導者となり、小・中学生を対象にオープンセミナーを開催します。

○アウトリーチプログラム

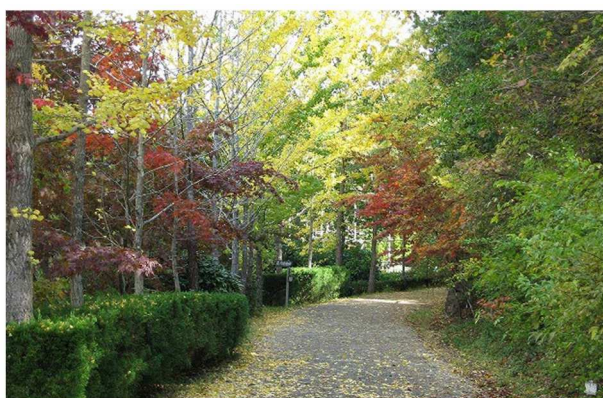
地域や学校などに出かけ、公民館の機能やノウハウを提供し、地域との連携や新たな学習者層などを広げます。

○自然体験の学習機会の提供

豊かな自然環境を活用した体験活動等を関係団体と協働で推進します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・新しい知識や技術の習得ができる学習機会の充実や市民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与できる学習環境が整備できているか	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催講座数 ・公民館利用者数 ・登録グループ数 <p style="text-align: right;">など</p>



宝塚自然の家散策路

施策（２） 人と人とのつながりを築きます

公民館などで実施する講座には、人との出会いや新しい仲間を求めて参加する人や、講座運営スタッフとして関わっていただける人など多彩な人材が集まります。

講座等をきっかけに、新たな「であい」と「ふれあい」が育まれる公民館をめざし、また、「公民館まつり」や「サマースクール」などにより、人と人、子どもと大人など、学びを通じた交流機会を提供します。さらに講座内容や学習プログラムの工夫と充実にも努め、学習者の広がりをめざします。

障害（がい）者社会学級などにより、障害（がい）者が幅広い教養と実用的な知識等を習得し、広く交流を図るため、社会参加の学習機会を提供します。

また、20歳のつどい事業は、20歳の門出を市民全体で祝い、社会人としての責任や義務を認識してもらう機会となっています。

【主な取組】

○公民館まつり

公民館学習活動グループが日頃の活動成果を発表するとともに、市民の皆さんに学習活動を紹介し「であい」と「ふれあい」を育みます。

○サマースクール（再掲 [P. 62]）

○障害（がい）者社会学級事業

視覚、聴覚、中途難聴の障害（がい）者が社会人としての幅広い知識や教養を身につけ、多くの人たちと交流を通じて相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供します。

○20歳のつどい事業

20歳の新しい門出を祝福し、社会人としての自覚を促すとともに、郷土への結びつきを強める機会を提供します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・人の出会いとふれあいによって、学習者の広がりができる講座内容や学習プログラムの工夫と充実ができているか	・公民館まつり参加グループ数 ・サマースクールに参加した利用グループの数 など

施策（3） 学びあいを通じて地域を考えます

市民活動の進展や地域コミュニティの成熟に伴い、学習機会は整いつつあります。

今後は、市民の学習意欲や社会的要請に応えるため、学習ニーズを把握するとともに、時宜にかなった講座を企画する必要があります。

また、市民の誰もが学習ボランティアとして能力を発揮し、活躍できる仕組みを整えることで、地域コミュニティを基盤とした教育力を再生できます。

そこで、地域コミュニティ意識の醸成につながる講座や、生活課題に即した現代的課題の学習機会を提供します。また、地域の人材の力を地域課題解決に向けた学習に生かすことができるよう、社会教育関係団体の自主的な学びの支援を行います。

さらに、活動を希望する市民誰もが学習ボランティアとして能力を発揮し、活躍できる仕組みを整えることで、地域コミュニティを基盤とした教育力を再生し、地域ぐるみで子どもを育てる力をさらに向上させます。

【主な取組】

○アウトリーチを活用した地域での学習支援

コミュニティの意識の醸成や地域課題を考える学習をアウトリーチを活用して支援します。

○現代的課題の学習機会の提供

現代的課題に即した講座やセミナー等の充実をめざします。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ意識の醸成につながる講座や、生活課題に即した現代的課題の学習機会を提供できているか ・社会教育関係団体の自主的な学びの支援が行われているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代的課題等の講座やセミナーの開催数と参加者数など

13 魅力ある図書館づくりを進めます

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や情報の収集と提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援するとともに、学校や家庭、児童館などと連携して、子どもの読書環境の充実に努めます。また、新たな取組として、より多くの市民に活用いただけるよう、家庭・職場に次ぐ居場所（サードプレイス）としての機能の充実に努めます。

施策（１） 図書館の市民利用の拡大に努めます

図書館は市民の読書活動と生涯学習を支援するとともに、市民の生活に必要な情報を提供する施設であり、それを支えるのは、豊富で新鮮かつ充実した蔵書と、専門性を有する司書職員の存在です。蔵書については、多種多様な市民のニーズに応える十分な資料や情報の収集に努め、幼児期から生涯にわたる市民の自主的な学びを支援し、地域・郷土に関わる資料の収集、保存、提供にも努めます。感染症対策や利用者の利便性の向上については、自動貸出機等新しい技術の導入について検討します。

また、図書館には、家庭、職場に次ぐ場所＝サードプレイスとしての役割も求められています。中央図書館玄関前広場と北西側広場の整備を進め、読書のスペース、イベントスペースとして活用するなど、より多くの市民に活用していただけるよう、親しみやすく、誰もが気軽に利用できる居心地の良い居場所としての図書館を目指します。

さらに、市内全域の読書環境の充実に目標に、令和2年度（2020年度）に開設した西谷ふれ愛ライブラリー、小浜・安倉分室を地域住民に愛される施設に育てるとともに、既存の公共施設の活用による新たなサービスポイントの設置にも取り組みます。

近年、読書量、読書力の低下が問題視される中、「宝塚市子どもの読書活動推進計画」に基づき、ストーリーテリングや読み聞かせなど、子どもの読書活動推進に資するサービスの充実に努めます。また、子どもが図書館を利用するための図書館利用教育や、学校司書や図書館ボランティアへの研修など、学校との協力を進めます。そのほか、児童館など関係機関と連携したイベントの実施や読書に関する情報提供により、本との出会いの場を増やし、子どもの読書環境の充実に努めます。

【主な取組】

○市民ニーズに対応する新鮮な資料の提供

資料の充実に努めるとともに、新着図書案内、様々なテーマによる本の展示や「本の福袋」、ビブリオバトルの実施など、本に興味を持ってもらえるような資料の紹介に努めます。

○読み聞かせボランティアの育成

ボランティア養成講座の実施と活動への指導・助言などを実施し、市民との協働を図りながら、子どもの読書への動機付けに努めます。

○学校図書館への支援と連携

学校司書や学校図書館図書ボランティアへの支援や助言、研修、調べ学習への支援、図書館利用教育や選書への協力のほか、「ことばの祭典」などの連携事業を実施します。

○調査相談業務の充実（調査資料の整理・蓄積）

生活上の問題解決、地域の課題解決のための資料や、郷土資料、とりわけ宝塚に関する資料については網羅的に収集し、充実を図ります。

○図書館施設の多機能的な活用

図書館が主催する行事だけでなく、市の他部署、他の機関のイベントにも会場を提供するなど、市民生活に寄り添う、集いと交流の場として機能する図書館を目指します。

○図書館活動の効果的な情報発信の促進

より便利で使いやすく多機能なものとなるよう、ホームページの充実を図るとともに、ツイッターなどSNSを活用した随時の情報発信にも努めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・図書館活動を充実させ、生涯学習の重要な拠点として活用を図ることにより、市民のニーズに対応しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの貸出冊数（市民のみ） ・入館者数 ・図書館利用登録数 <p style="text-align: right;">など</p>



移動図書館“すみれ号”

14 ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します

文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、これらの資料を、歴史民俗資料館等の活用やICT社会に対応する利便性の高い方法で情報発信に努めます。また、宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、身近に感じ、誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう学習機会の充実を図り、ふるさと意識の向上に努めます。

施策（１） 文化遺産の保全継承と活用に努めます

市内には、国の重要文化財や史跡をはじめ、神社仏閣や小浜宿などの歴史的資源や文化遺産、また、宝塚固有の文化を育ててきた近代化遺産があります。こうした歴史的遺産を保護保全し継承するとともに、その価値を広く市民に知ってもらう必要があります。

歴史的な遺産を大切に保存し、次代に継承していくため、文化遺産の調査を継続し、市民誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう、郷土を知る学習機会や情報の提供に努めます。

【主な取組】

○文化財の保護・指定・登録

市内に残る文化遺産の調査を進め、重要なものについては文化財の指定・登録を行い、保護に努めます。

○埋蔵文化財の保護

開発等により破壊される恐れのある埋蔵文化財の保護・調査に努めます。

○指定文化財の保全事業への補助金の交付

指定文化財の修繕等の事業への補助金を交付し、文化財の保全継承に努めます。

○文化遺産の活用

関係団体や阪神間の市町と連携し、市内の文化遺産の見学を行うなど、宝塚の歴史的資源や文化遺産の活用を図り、魅力ある宝塚をアピールします。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・文化財の指定や保護を推進し、市民への周知や啓発方法を工夫しながら、文化遺産の保全継承と活用に努めているか	・国・県・市の指定・登録文化財数 ・旧松本邸、旧山田家住宅の市民公開の見学者数 など

施策（２） 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

歴史資料の保存と公開を目的とした歴史民俗資料館（小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅）を郷土の民俗文化や伝統文化を理解する象徴的な施設と位置付け、今後も引き続き、郷土資料の収集及び整理、活用の取組を推進します。

歴史民俗資料館3館、市史資料室及び文化財・市史資料整理室（旧山中家住宅）で歴史資料や古文書、民具等の収集・保存と公開を図るとともに小浜宿資料館や聖光文庫で企画展示を行い情報発信に努め、市民の文化意識の向上を目指します。

また、市民が文化財を身近に感じ、親しめるよう文化財ガイドマップなどを配布するとともに、デジタルアーカイブ等を活用した情報発信をすることで、ふるさと再発見を応援します。

【主な取組み】

○歴史・郷土資料の収集・調査・管理

市内に残る古文書等の歴史資料や、民具等の郷土資料の収集・調査を行い、地域史研究の成果として「市史研究紀要たからづか」を定期的に発行します。また、文化財・市史資料整理室（旧山中家住宅）等で適切な整理を行い、管理します。

○歴史民俗資料館による情報の発信

市内に3館ある歴史民俗資料館（小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅）において、歴史・郷土資料の保存と公開に取り組み、小浜宿資料館においては、多様な企画展により、資料等の公開を行います。

○資料のデジタル化による情報発信と活用

資料のデジタル化を促進し、デジタルアーカイブによる情報発信と活用に努めます。また、宝塚の歴史・文化財に関連する学習講座等を開催します。

○文化財関係図書の頒布

文化財調査報告書などを配布、販売し、情報の発信に努めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・市民の文化意識の向上を目指し、郷土資料の収集と情報の発信を進めているか	・所蔵資料デジタル記録数 ・デジタルアーカイブ閲覧数 ・歴史民俗資料館来館者数 など

15 市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦してもらうことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでもらうことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの活性化をめざします。

施策（１） スポーツ環境の整備に努めます

市立スポーツセンターは築30年以上が経過しており、経年劣化が進んでいることから、機能の確保や施設の整備が必要です。また、その他のスポーツ施設に関しても、より市民の声にこたえられるよう管理を行う必要があります。

スポーツ施設については利用を希望する団体の増加により、限られた時間、施設の中での利用調整が難しくなっています。

そのため、市立スポーツ施設では、スポーツ活動を快適に行えるように施設・備品の保守・管理を行っていきます。また、利用時間や利用料等についての検討を進め、利用者サービスの向上を図ります。さらに、身近なスポーツ施設として、学校体育施設を開放し、スポーツの振興と地域交流の促進を図ります。

【主な取組】

○スポーツ施設整備

施設を長期間良好に保つためスポーツ施設保全計画に基づき整備を進めます。

○ユニバーサルデザインに配慮した備品の整備

年齢や障碍（がい）の有無、言語の違いなどを問わず、皆が利用できるようスポーツ用備品の整備を進めます。

○学校体育施設の開放事業

小・中学校の体育施設について、各学校利用団体で構成した学校体育施設運営委員会による自主管理方式で運営します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・市民のニーズに応じたスポーツ環境の整備や事業を実施しているか	・市立スポーツ施設の利用者数 ・小・中学校体育施設の利用団体数 など

施策（２） スポーツ機会の提供に努めます

市民のニーズに応じたスポーツ種目を実施し、それぞれのスポーツライフの支援や市民参加の促進を図るため、毎年度、市民スポーツ大会、少年スポーツ大会、市民スポーツ教室や松江市とのスポーツ交流会などを実施し、市民スポーツの振興に取り組んでいます。

そのほか、市ホームページや市広報誌を活用してスポーツ情報を発信し、市民のスポーツ活動を推進します。

また、市民スポーツ賞などの表彰制度を充実し、より広い分野で表彰することにより、市民のスポーツ意識の向上を図ります。

【主な取組】

○市民スポーツ大会・教室等事業

市民スポーツ大会・教室等を関係団体と協働して開催します。

○宝塚ハーフマラソン大会

市民の協働と参画により、宝塚ハーフマラソン大会を開催し、個人・親子で運動・スポーツを楽しむ機会を提供します。

○スポーツイベントの拡充、生涯スポーツ推進事業の充実

市民意識調査で明らかとなった「今後最も行ってみたいスポーツ種目」の上位 20 種目を中心に、種目ごとに体験イベントを開催し、ニーズの実現を支援します。また、宝塚市大使等の協力を得て、市民一体で行うスポーツイベントを実施します。

○ホームページやSNSの活用による情報の発信

ホームページを活用し、スポーツ・健康情報の提供、各種大会や教室の開催情報、スポーツ施設や貸出用具の情報等、スポーツの総合的な情報を提供します。

○市民スポーツ賞の表彰

スポーツで優秀な成績を収めた人やスポーツ振興に功績のあった人に対して表彰を行うほか、ユニークな活動を行っている団体への表彰など、新たな表彰制度について検討します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加できるスポーツ機会を提供しているか ・ 市民のスポーツ意識の向上を図るため、表彰制度等が充実しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宝塚ハーフマラソン大会申込者数 ・ 市民スポーツ大会、教室数 ・ スポーツ情報の発信件数 <p style="text-align: right;">など</p>



プロスポーツ選手との交流



宝塚ハーフマラソン

施策（3） スポーツ活動の活性化を図ります

市体育協会は、スポーツ分野で指導的な役割を担っていますが、今後は、協会に加盟していない団体や個人との関わりを強めていく必要があります。

また、市全体における生涯スポーツを盛り上げるため、24小学校区に設置されているスポーツクラブ21全体の活性化を図る必要があります。

そのため、市民スポーツの中心的役割を担う体育協会との連携強化を図って、市民のスポーツ振興に取り組みます。また、地域での生涯スポーツの担い手として、スポーツクラブ21の増員を図るとともに、クラブ間の交流など、組織の活性化に取り組みます。

このほか、地域スポーツ推進のリーダーであるスポーツ推進委員の増員を図るとともに研修会の開催などにより、委員の育成とレベルアップに取り組みます。

【主な取組】

○体育協会の支援と連携強化

体育協会への支援を行います。また、ニュースポーツを含めた未組織スポーツ種目の協会設立の促進と体育協会への加盟を進めます。

○スポーツクラブ21の支援

活動拠点の整備、自主財源の確保、運営及び活性化の方策や今後の進むべき方向などスポーツクラブ21の運営、活動を支援します。

○スポーツ推進委員の確保と地域での育成・支援

スポーツ推進委員の増員を図るとともに、ニュースポーツなどの競技や審判方法のレベルアップを図ります。また、地域のスポーツリーダーやコーディネーターとして、活動できるよう育成支援します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会やスポーツ活動団体と連携強化し、市民のスポーツ振興に取り組んでいるか ・ スポーツクラブ21の活性化やスポーツ推進委員の増員など地域での生涯スポーツ振興に取り組んでいるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会加入団体数 ・ スポーツクラブ21活動回数 ・ スポーツ推進委員数 <p style="text-align: right;">など</p>



第5章 いじめ問題等の再発防止に向けて

現代の学校教育において、大きな問題の一つとなっているのが「いじめ問題」です。

過去に発生した重大事案から、平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立し、本市でも平成26年（2014年）に「宝塚市いじめ防止に関する条例」（平成26年条例第40号）を制定するなど、社会全体としていじめの防止や早期発見など、その解決に向けた取組を進めてきました。

そうした中、平成28年（2016年）12月、本市において一人の市立中学校生徒が、学校でのいじめを理由として自らの命を絶ちました。

また、本市ではいじめ問題のみならず、教員による体罰やハラスメントにより、子どもたちの権利や心身が侵害され、傷つけられるという事案も発生してしまいました。

このような状態を非常事態としてとらえ、私たち教育委員会・学校は、「子どもたちのいのちと人権を守り、育てる」という、教育の最も根本的で大切な部分を改めて確認したうえで、これまでの取組を見直し、一から考えることで、再発を防ぎ、宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切にすることを決意しました。

令和2年（2020年）10月に市教育委員会が策定した『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』では、次の5つの柱を軸として、いじめ問題の再発に向けた取組を進めることとしました。

- 1 子どものSOSに気づく力を高めます
- 2 子どもの主体性を育てます
- 3 部活動を改革します
- 4 チーム学校で取り組みます
- 5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

第2次宝塚市教育振興基本計画では、次ページに示すとおりこの5つの柱と各施策の関係を明確にするとともに、8つの重点施策と合わせて毎年の事務執行等評価の中で点検・評価することで、これらの取組が適切に進められているか、また、その取組が時宜に応じたものとなっているかの確認を行い、必要に応じて修正や変更を行うこととしています。

【宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針に掲げる5つの柱と関連施策】

1 子どものSOSに気づく力を高めます

I-1-(3) 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います **【重点施策】**

II-8-(4) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

2 子どもの主体性を育てます

I-4-(2) 子どもたち・教職員の人権意識を高めます **【重点施策】**

I-5-(4) キャリア教育やさまざまな体験学習の機会を提供します

3 部活動を改革します

I-3-(5) 部活動のありかたを改革します

4 チーム学校で取り組みます

II-7-(4) 教員の連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組みます

III-11-(1) 学校・家庭・地域の連携を強めます **【重点施策】**

5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

I-3-(5) 部活動のありかたを改革します (再掲)

II-8-(4) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます (再掲)



資料編

1 計画の策定経過

日付	概要
令和元年（2019年） 9月20日	第1回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・スケジュールについて ・重点課題（施策）の検討について
令和元年（2019年） 12月19日	第2回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・計画骨子（案）の検討について
令和2年（2020年） 2月21日	第3回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会①） ・意見聴取
令和2年（2020年） 3月26日	第4回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・後期計画の基本方針ごとの評価について ・次回会議の資料及び検討事項について
令和2年（2020年） 9月3日	第5回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回までの議論と計画書イメージについて ・施策体系の見直しについて
令和2年（2020年） 11月19日	第6回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回の議論と計画書（案）について ・いじめ問題等の再発防止に向けた取組について ・第6次宝塚市総合計画との関連について
令和3年（2021年） 3月3日	第7回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回までの議論と計画書（案）における文言について
令和3年（2021年） 3月15日	第8回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会②） ・意見聴取（計画体系を踏まえた具体的取組について）
令和3年（2021年） 3月16日	第9回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会③） ・意見聴取（計画体系を踏まえた具体的取組について）
令和3年（2021年） 3月18日	第10回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・意見聴取により得られた意見について
令和3年（2021年） 4月30日～5月31日	パブリック・コメント手続きによる意見募集
令和3年（2021年） 6月24日	第11回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・パブリック・コメント手続きの実施結果について

2 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育振興に関する中期的な総合計画として平成22年10月に策定した「宝塚市教育振興基本計画」及び同計画の点検・評価に基づく見直しを経て平成28年2月に策定した「宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「第1次計画」と総称する。）を踏まえ、令和3年度（2021年度）からの10年間を計画期間とする「第2次宝塚市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するため、第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の任務)

第2条 検討会は、第2次計画の策定に向けて、第1次計画に基づく事務執行等について総合的な点検及び評価を行うとともに、第1次計画策定時から現在に至るまでの社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、第2次計画の策定について総合的な検討を行う。

(組織)

第3条 検討会は、教育長、教育委員、管理部長、学校教育部長及び社会教育部長をもって組織し、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には委員長が指名した者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、審議事項に係る事務を所掌する課長その他の職員に対し出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

5 検討会は、知識経験者、公募による市民、保護者、教職員等の意見を聴取する機会を設けなければならない。

6 検討会は、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(庁内検討会)

第6条 委員長は、専門的事項を協議するため、庁内検討会を設けることができる。

2 庁内検討会は、教育委員会事務局に所属する職員のうちから、委員長が適当と認める者をもって組織する。

(事務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項については、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年9月30日をもって失効する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	備考
教育長	森 恵 実子	(~R3.6.30)
	五十嵐 孝	(R3.7.1~)
教育委員	川名 紀美	(~R3.3.31)
教育委員	篠部 信一郎	
教育委員	木野 達夫	
教育委員	望 月 昭	
教育委員	松浦 一枝	(R3.4.1~)
教育委員会事務局 理事	上江洲 均	(~R3.3.31)
同 管理部長	村上 真二	
同 学校教育部長	橘 俊一	
同 社会教育部長	立花 誠	(~R2.3.31)
	柴 俊一	(R2.4.1~)

4 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会意見聴取者名簿

(敬称略)

区分	氏名
教職員（幼稚園長会代表）	久木 綾子
教職員（小学校長会代表）	田上 裕一
教職員（中学校長会代表）	小野 光良
教職員（教諭代表）	山内 圭一
保護者（宝塚市PTA協議会代表）	薄田 昌広
知識経験者（立命館大学 教授）	春日井 敏之
知識経験者（京都府立大学 教授）	窪田 好男
公募市民	外間 有子

5 用語解説

【あ行】

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」（基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力等）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等）、「健康・体力」（たくましく生きるための健康や体力等）などの要素からなる、「知・徳・体」のバランスのとれた力のことです。

いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

【か行】

学習指導要領

学校教育法等に基づき、小・中学校等におけるそれぞれの教科等の目標や大まかな教育内容について文部科学省が定めるもので、各学校が教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準となります。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のことです。

教育課程（カリキュラム）

教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従い、学校教育の目的や目標を達成するために、地域や学校の実態及び子どもの心身の発達の段階に応じて指導内容と指導時間数を総合的にまとめた学校の教育計画です。

教育相談

いじめや不登校、発達の課題や問題行動等、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、個別に行う相談のことで、学校内での相談は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが担っているほか、コーディネーターとしての役割を担う教員の養成を進めています。また、市教育委員会においても学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安心した生活が送れるよう取り組んでいます。

校務支援システム

学校運営に必要な業務（名簿作成、出欠管理、成績管理、時数管理など）を効率的に処理できる機能を有しているシステムです。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度により、学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりをすすめる法律に基づく仕組みです。

【さ行】

自尊感情

自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ちのことです。

就学前教育

保育所（園）・幼稚園・認定こども園などにおいて提供される就学前の教育・保育です。

主体的・対話的で深い学び

新学習指導要領に位置付けられている、児童生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点です。子どもたち一人ひとりが、予測できない変化に主体的に向き合っていて関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくために重要とされています。

生涯学習社会

国民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のことです。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育のことです。

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のことです。令和元年（2019年）12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

新体力テスト

国民の体力・運動能力を調査するために、文部科学省が平成11年度（1999年度）から実施している「体力・運動能力調査」のことです。握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフト（ハンド）ボール投げの8種目を行います。類似した全国的なスポーツテストとして他に、全国体力・運動能力・運動習慣等調査があります。これらの調査は、地域の子どもの体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、スポーツ庁が平成20年度（2008年度）から小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しています。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のことです。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、連携・仲介・調整などの機能を発揮しながら福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行います。また、チーム支援体制を校内に構築し、児童生徒個人と、その取り巻く環境の双方への働きかけを行います。

全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における子どもの学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として文部科学省が平成19年度（2007年度）から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している全国調査です。

【た行】

確かな学力

知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものです。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。例えば、子どもたちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画してともに地域づくりに関わったりするといった活動が挙げられます。

超スマート社会（Society5.0）

ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術を社会生活のあらゆる場面に取り入れることで大きな変革をもたらし、経済発展と課題解決を両立していこうとする高度で新たな未来社会のことをいいます。

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことであり、狩猟社会（ Society 1.0 ）、農耕社会（ Society 2.0 ）、工業社会（ Society 3.0 ）、情報社会（ Society4.0 ）に続く我が国がめざすべき未来社会の姿として、第5次科学技術基本計画において提唱されました。

点検・評価

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等のことです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないと定められています。

特別支援教育

平成19年（2007年）4月から学校教育法に位置付けられ、すべての学校において障碍（がい）のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。教育上特別な支援を必要とする子どものために小・中学校に置かれる学級は、特別支援学級といえます。

【は行】

不登校児童生徒

長期欠席者（年間30日以上欠席者）のうち、病気や経済的な理由がある場合を除いて、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」のことです。

【ま行】

学びのセーフティネット

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情などにかかわらず、学びを断念することがないように支援することです。

学びの連続性

子どもの学びが、幼児教育から小学校教育へと、途切れることなく滑らかにつながっていることを言います。

【ら行】

レファレンスサービス

図書館司書による、調べものや資料探しのお手伝いをするサービスのことです。

【英字】

G I G Aスクール構想

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師、児童生徒の力を最大限に引き出します。

I C T

“Information & Communication Technology（情報通信技術）”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のことです。

S D G s

“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことです。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

S N S

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのことです。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのことでTwitter、Facebookなどが知られています。

第2次宝塚市教育振興基本計画

令和3年（2021年）7月

発行者：宝塚市教育委員会

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-2025
